

MIZUHO CHINA MONTHLY

みずほ チャイナ マンスリー

2016 年 7 月号

中国経済	1
中国債券市場の対外開放 ~新たな展開~	
産業・地域政策	4
中国における原子力発電の発展現状と将来展望 (上) ~環境資源制約下の原子力利用促進の利益と課題~	
中国アドバイザリーの現場から	9
中国企業による対外投資と対日投資	
中国戦略	13
中国のオンライン消費者像 2015 年 1 万人アンケート調査の結果から (9)	
法務	17
外資による中国の株式有限会社への投資に関する法実務の動向	
税務会計	24
營改增改革の実務対応	
人事労務	30
中国の結婚休暇及び産休に関する法律の最新動向およびその影響	

みずほ銀行
みずほ銀行(中国)有限公司

中国営業推進部
中国アドバイザリー部

みずほ銀行の中国情報ホームページ
～中国の経済、市場動向、規制と人民元取引に関する最新情報～
<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/index.html>

- Executive Summary -

中国経済	中国債券市場の対外開放
中国債券市場の対外開放が、新たな展開を迎えている。今年2月には、中国人民銀行(PBOC)が中国銀行間債券市場への参入自由化方針を打ち出した。また、投資の観点からは、パンダ債やABSといった新たな商品性も注目されよう。本稿では、足元急激に進みつつある、中国資本市場の対外開放の状況と金融ビジネスへの影響につき考えたい。	
産業・地域政策	中国における原子力発電の発展現状と将来展望 ①
2011年3月の福島第一原子力発電所事故を受けて、中国の原子力発電建設事業は後退せざるを得ないと観測されたが、翌年の2012年10月に継続発展の方針が決められ、原子力安全体制の強化と先進技術の使用・確立を目指すとともに、再び大発展の軌道に乗り出した。本稿は中国原子力発電推進の政策背景と発展現状を概観したうえ、その技術発展の実態と対外展開拡大の動向を展望する。	
中国アドバイザリーの現場から	中国企業による対外投資と対日投資
中国の対外直接投資額は年々増加し、2015年以降その勢いを加速している。現在日本の対内直接投資に中国が占める割合わずかではあるものの、近年その額は急速に増加し、日本における中国企業の存在を意識せざるを得なくなっている。本稿では中国の対外投資動向、とりわけ日本への対外投資の実態について述べる。	
中国戦略	中国のオンライン消費者像 (9)
KPMGでは中国の消費者動向を把握するため大規模なアンケート調査を実施している。2015年消費者調査の結果を報告する最終回。Eコマースで使用される決済方法の中国における利用状況を分析し、オンライン金融サービスの発展の可能性を考える。併せて「ワンプラス」の経営トップのインタビューを紹介する。	
法務	外資による中国の株式有限会社への投資に関する法実務の動向
近年中国において、外資を含む会社の株式有限会社化、上場、あるいは外資による株式有限会社や上場会社への出資といったテーマが話題になっている。本稿では、外国投資者による中国の株式有限会社への投資に関わる法実務について、近時の動向を交えながら再整理する。	
税務会計	営改増改革の実務対応
営改増後の初めての申告納税が終わったが、申告納税に必要な実務関連規定はまだ発表されていない。各地方政府の国税局は質疑応答を発表することにより実務的に対応している。中国の増価税は営改増後に複雑性を増しており、混合販売と兼営、一般税額計算方法と簡易税額計算方法、全額課税と差額課税方式、増価税専用発票の差額発行等の新たな課題が生じている。	
人事労務	中国の結婚休暇及び産休に関する法律の最新動向およびその影響
中国では、「一人っ子政策」にかかる各法令変更が行われており、企業が従業員に付与する結婚休暇や出産休暇、福利厚生に関しても変更が必要な点が出てきている。本稿では、中国の政策変更の動向を紹介し、企業の人員管理への影響について説明する。	

中国債券市場の対外開放 ～新たな展開～

みずほ証券

グローバル戦略部

村松 健

ken.muramatsu@mizuho-sc.com

中国人民銀行（PBOC）は、2月24日に中国の本土債券市場への投資を原則自由化するとの方針を発表し、5月には細則も公表された。世界で金利が水没する中、中国本土債券市場は金利や規模の面で世界の機関投資家の注目を集めており、今回の措置で、中国本土債券市場への投資が加速する可能性もある。パンダ債などの商品性の多様化もあり、本邦機関投資家の取り組みも期待されよう。アジア債券市場の一体的な成長をより強固とする意味でも注目される。

本稿では、足元急激に進展しつつある中国資本市場の対外開放の現状をご報告すると共に、金融ビジネスへの影響につき考えたい。なお、本稿中、意見に係る部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の見解を示すものでないことをお断りさせて頂く。

1. 中国人民政府による債券市場の対外開放方針の発表

中国本土債券市場への海外投資家の参入自由化を主眼とする、PBOCが2月24日に発表した『国外機関投資家による銀行間債券市場への投資に関する事項の更なる適切な遂行についての公告』（中国人民政府公告[2016年]第3号、2月17日付）が、注目されている。

今まで、中国本土の債券市場で海外投資家が投資を行うためには、QFII（Qualified Foreign Institutional Investor、適格外国機関投資家）やRQFII（Renminbi QFII、人民元適格外国機関投資家）といったライセンスを取得し、さらにPBOCの認可を得る必要があった。一方、本公告では各国で合法的に設立された商業銀行、保険会社、証券会社、資産運用会社等であれば、PBOCへの届出により、中国本土の主要な債券市場である銀行間（インターバンク）債券市場での投資が可能となった。5月には細則も発表され、一部為替管理関連の規制は残るもの、投資限度額といった制約は事实上設けられておらず、中国本土債券市場への参入に関する新たな投資制度として注目される（図表1）。

本公告は、銀行間債券市場への海外投資家の参入促進を企図するものと考えられるが、その背景には先般上海で行われたG20の存在が指摘される。

中国経済の成長鈍化や人民元安が世界経済に与える影響が注目される中、G20においては、中国経済の安定化に資する資本規制強化がテーマとなる可能性があった。中国当局は、人民元の国際化を推し進めており、その後退とも解され得る資本規制強化を回避すべく、資本流入促進

〔図表1〕 中国本土資本市場への投資手法

	QFII	RQFII	本公告
通貨	(原則)米ドル	人民元	人民元・外貨
対象市場	①取引所市場、②銀行間債券市場		銀行間債券市場
認可	要	要	不要(届出)
規制当局	中国証券監督管理委員会、 国家外貨管理局、PBOC(②のみ)		PBOC
認可対象	個社		個社
認可状況	279 社 808 億米ドル	158 社 4,714 億元	金融機関等であれば原則可
銀行間債券市場投資社数	36 社	66 社	—
主な規制	投資限度 (基礎額) 回金規制 アロケーション規制	投資限度 回金規制	為替管理 (出入金の通貨構成の略一致)

(出所) 各種資料より筆者作成、認可状況は2月23日時点(国家外貨管理局)、銀行間債券市場投資社数は3月22日時点(PBOC)

措置の導入に動意を有していたように思われる。また、人民元が国際通貨基金（IMF）の特別引き出し権（SDR）の構成通貨として採用される中、海外投資家の人民元建て債券への拡大に資する施策とも評価できよう。

2. グローバルなマネーフローへのインパクト

世界的な金融緩和やマイナス金利の導入により、機関投資家等の債券運用は、危機的状況にある。足元は米国がその受け皿となってきたが、米国への過度な集中リスクや、米ドル調達コスト増もささやかれる中、次の投資先として、中国本土の債券市場が意識されているようだ。

中国本土の債券市場は、安定成長を背景に期間5年までの中期ゾーンにおいても2%程度の金利が確保可能であり、2015年末の時点で約6兆米ドルと、世界第三位の規模を有している。人民元の為替相場には留意が必要はあるものの、現状海外投資家の参入は限定的であり、本公告により参入が自由化された暁には、新たな投資スコープとして、グローバルなマネーフローのターゲットとなることが想定される。

なお、本邦投資家については、中国経済のダウンサイドリスクや、過去に中国企業の発行するサムライ債がデフォルトした経緯、日中間が政治的に難しい状況であったことなどを背景に、中国関連投資に対し逡巡する向きもあるようだ。実際、本邦機関投資家でQFIIやRQFIIの認可を活用し、中国本土の債券市場へ投資を行う例はほぼないものと思われる。規制により機動的な投資が困難な中、当局認可を要してまで中国本土の債券市場へ参入するインセンティブは、今まで存在しなかったということであろう。

ただし、日本でもマイナス金利が導入され、本邦機関投資家の運用環境は厳しさを増している。本公告を受け、今までとは異なる積極的な対応も期待され得るのではないか。

一方、中国本土の債券市場においては、本公告以外にも多様な規制緩和が進展している。特に商品性の多様化は、中国関連以外のクレジットの提供との趣旨で、本邦機関投資家を含む海外投資家にとり、重要な動きであろう。

投資対象として特に注目されるのがパンダ債（熊猫債）だ。パンダ債は中国本土の債券市場で非居住者が発行する人民元建て債券であり、日本ではサムライ債に相当する商品性である。2005年以降、国際金融公社やアジア開発銀行といった国際金融機関で発行実績があり、事業会社としては、2014年にドイツのダイムラーが第一号を発行している。

足元、中国当局のパンダ債への取り組みが加速している。昨年9月には香港上海銀行（HSBC）と中国銀行（BOC）香港現地法人がパンダ債を発行し、その後も、韓国政府やカナダのブリティッシュ・コロンビア州などがパンダ債を発行している（図表2）。

〔図表2〕 主なパンダ債の発行実績

	発行額	条件決定日	期間	利率
国際金融公社	113 億元	2005.10.10	10 年	3.40%
アジア開発銀行	10 億元	2005.10.13	10 年	3.34%
ダイムラー	5 億元	2014.3.14	1 年	5.20%
香港上海銀行	10 億元	2015.9.29	3 年	3.50%
中国銀行 (香港現地法人)	10 億元	2015.9.29	3 年	3.50%
韓国	30 億元	2015.12.15	3 年	3.00%
ブリティッシュ・コロンビア州	30 億元	2015.1.16	3 年	2.95%

（出所）報道等より筆者作成

中国当局はパンダ債を、人民元国際化を内外に示す重要な取り組みと考えているようだ。特に昨年、人民元の IMF の SDR 入りの議論のさなか、HSBC と BOC がパンダ債を発行したことは、SDR 入りの前提となる「取引の自由度」を示すための措置として位置付けられよう。

パンダ債の発行が活発となった場合、海外投資家はパンダ債への投資により、いわゆる「中国リスク」を一定程度回避しつつ中国本土の債券市場に参加し、人民元のイールドを享受することが可能となる。

なお資産担保証券（ABS）も重要であろう。中国本土においては 2014 年以降、外資系オートローン会社を中心に、オートローン債権を原資産とする ABS の発行が活発化している。

本 ABS は小口のオートローン債権の集合体であり、中国のマクロ経済の動向とは無縁ではない。一方、原資産の返済状況に応じ、随時償還を行う商品性となっていることや、個別企業の信用リスクとはある程度隔離されていることから、パンダ債同様、中国リスクを制御可能な投資対象と言えそうだ。規制緩和の進展により、中国本土債券市場でも、中国リスクを一定程度回避しつつ投資を行うことが現実的となっている。

3. 金融ビジネスへの影響

本公告において示された中国本土債券市場の対外開放方針は、様々な観点でグローバルな金融ビジネスに影響を与えることが想定される。特に、①中国本土債券市場を巡るマネーフローの拡大、および、②規制緩和に応じた新たなビジネス、が注目される。

まず①中国本土債券市場を巡るマネーフローの拡大、であるが、前述の通り、中国本土の債券市場は金利等を背景に魅力的な市場である一方規制上開放が進展しておらず、本公告の規制緩和をきっかけにグローバルなマネーの流入が想定される。その際、金融ビジネスの観点からは、現地でのカストディ業務やファンド関連が重要となろう。

参入自由化が実現し認可が不要となったとしても、海外投資家が中国本土の債券市場に参入することは態勢整備等、相応のコストと手間を要することは事実であり、既に新興国市場への投資ノウハウを有する資産運用会社などが、中国本土の債券を対象としたファンドを組成することも重要となる。特に本公告においても直接参入が困難であり、そもそも経済合理性も有さない個人等のリテール向け商品提供が必要であろう。

次に②規制緩和に応じた新たなビジネス、については、銀行や証券会社の自己勘定取引が注目される。本公告により、中国銀行間債券市場への投資家の参加は大幅に拡大する可能性がある。その結果、非居住者間での取引が拡大する可能性もあり、中国債券市場における自己勘定取引に興味をもつ銀行や証券会社には朗報であろう。なお、①②双方とも、隣国である日本および東京市場の活性化と密接に関連することは言うまでもない。

アジア通貨危機以降、健全な域内資金循環形成（過度な米ドル・短期ファイナンス依存からの脱却）との観点から、アジア債券市場拡大に向けた取り組みが当局主導で進展した。東南アジア諸国連合と中国、韓国の債券市場は 2015 年末時点で 9 兆米ドル強の規模まで拡大しているが、資本規制を背景に、6 兆ドルを占める中国本土債券市場の包摶が不十分な点が課題となっている。今般の対外開放措置が効果を表せば、アジア債券市場の一体性はより強固となり、更に魅力的な市場となることが期待されよう。中国のマクロコントロールの行方にも留意しつつ、市場関係者による今後の金融ビジネスへの取り組みに期待したい。

以上

中国における原子力発電の発展現状と将来展望(上) ～環境資源制約下の原子力利用促進の利益と課題～

みずほ銀行

中国営業推進部

研究員 邵 永裕 Ph.D.

yongyu.shao@mizuho-bk.co.jp

1. はじめに

2005年2月16日の「京都議定書」発効で世界的に地球温暖化対策の気運が高まった。中国は議定書参加国ではなかったが、急速な経済発展による資源環境問題が深刻化する中で原子力発電の発展に対する政策関心が強まり、2007年11月に中国国家発展改革委員会によって中国初の「原子力発電中長期発展計画(2005~2020)」(表1)が制定・公布された。ちょうど世界の原子力発電の低迷期(1980年代~1990年代)を経て「原子力ルネッサンス」とも呼ばれ原子力発電開発推進が世界的なブームになった時期にあたり、中国も非常に急速な発展目標を打ち出した¹。その後、この中長期発展計画に基づいて新エネルギーとして原子力発電が推進されようとした矢先に、福島第一原子力発電所事故が発生し、中国の原発開発事業は大きく後退する懸念が広がった。しかし、日本の事故の経験教訓もふまえ、2012年10

月前後に、安全管理強化に関する政策とともに原発推進の継続方針が変わらないことが示され、第12次5カ年計画における新エネルギーの一環として原子力発電の成長目標が高く掲げられた。今年、2014年11月に出された「エネルギー発展行動計画」と2015年5月に公布された「中国製造2025」戦略を踏まえて、エネルギー技術と関連設備の発展促進を図る政府文書(ロードマップ)も詳細に提示。表1⑧と⑨)が相次いで公布され、後工程・核廃棄物処理を含む原子力発電に関する一貫した生産・運営技術の開発促進が明記された。本稿では、中国の原子力発電に関する政策動向と原発拡大の利益と課題を考察し、今後の市場動向などを展望する。

2. 中国原子力発電設備投資の拡大と世界プレゼンスの向上

第11次5カ年計画(2005~2010)以降の新エネルギー発展の実績を見ると、中国で原子力発電が最も早いスピードで発展したことが表2から読み取れる。エネルギー生産量に占める石炭の比率は依然70%以上(2014年73.2%)にとどまっているが、原子力発電を含む新エネルギー発電の比率が着実に伸びつつあり、2014年には全体の13.7%に高まってきた(図1)。ただし、2012年の世界主要国の発電エネルギー源構成比比較では、中国は

表1 中国の原子力発電の発展推進と安全強化の関連政策

No	公表年月	政策・計画の名称(適用期間)	主な作成・公布機関
①	2007年11月	原子力発電中長期発展計画(2005~2020)	国家発展改革委員会
②	2011年12月	国家エネルギー科学技術“12·5”計画(2011~2015)	国家エネルギー局
③	2012年5月	原子力安全・放射性物質汚染防止第12次5カ年計画及び2020年遠景目標	環境保護部(国家原子力安全局)他
④	2012年10月	エネルギー発展“12·5”計画(2011~2015)	国家エネルギー局
⑤	2012年10月	原子力発電安全計画(2011~2020)	国务院・発展改革委
⑥	2012年10月	原子力発電中長期発展計画(2011~2020)*	国务院・発展改革委
⑦	2014年11月	エネルギー発展行動計画(2014~2020)	国务院・発展改革委
⑧	2016年5月	エネルギー技術革命革新行動計画(2016~2030)	発展改革委エネルギー局
⑨	2016年6月	中国製造2025-エネルギー設備実施方案	発展改革委・工業情報化部他

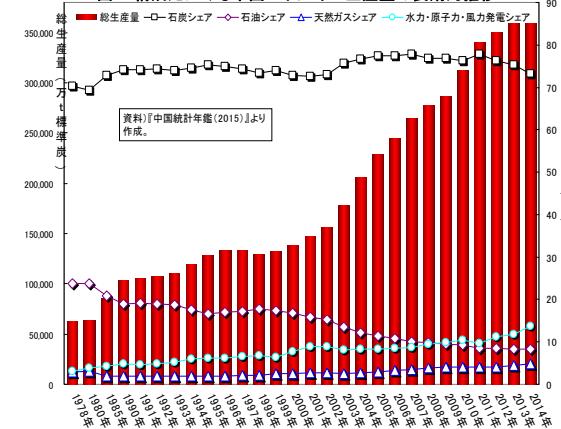
(資料)中国政府公式サイト及び各種報道より作成。注)*国务院の認可を得たと伝えられているが、計画文書本文の正式公布はまだなされていないようである。

表2 第11次~第13次5カ年計画期の中国エネルギー開発の成果と発展目標

項目区分	2005年	2010年	年平均成長	2015年E	年平均成長	2020年	年平均成長
一次エネルギー生産量 (億トン標準炭)	21.6	29.7	6.6	33.06	2.17	46.8	7.18
そのうち 石炭(億トン)	23.5	32.4	6.6	36.57	2.45	42	2.81
石油(億トン)	1.8	2	2.1	2.14	1.32	2.18	0.41
天然ガス(億m ³) (億トン標準炭)	493	948	14	1358	7.45	2500	12.99
非化石エネルギー源 (億トン標準炭)	1.6	2.8	11.8	7.07	20.35	10.6	8.46
一次エネルギー消費量 (億トン標準炭)	23.6	32.5	6.6	43.5	6	48	1.99
電力設備設置容量 (億kW)	5.2	9.7	13.3	14.6	8.52	19.6	6.07
火力(億kW)	3.9	7.1	12.7	9.3	5.54	12	5.24
水力(億kW)	1.2	2.2	12.9	3.14	7.37	3.6	2.77
原子力(億kW)	685	1082	9.6	2864	21.49	5800	15.16
風力(億kW)	126	3100	89.8	11481	29.93	20000	11.74

(資料)中国社会科学院工業経済研究所『中国工業発展報告(2015)』より作成。単位未表記欄の数値単位はいずれも%。

図1 構成比にみる中国エネルギー生産量の長期的推移



¹ 本誌旧版『MIZUHO CHINA REPORT』2009年9月号「中国の新エネルギー開発戦略と市場動向③—原子力発電の発展現状と今後の展望ー」で同計画を取り上げたことがある。

水力発電の比重がかなり大きい（17.5%）のに対し、原子力発電は2%に過ぎず、インドや日本（原発の一時稼働停止・見直し中）に次いで石炭・石油などの火力発電（化石燃料依存）が非常に大きいことが明らかである。

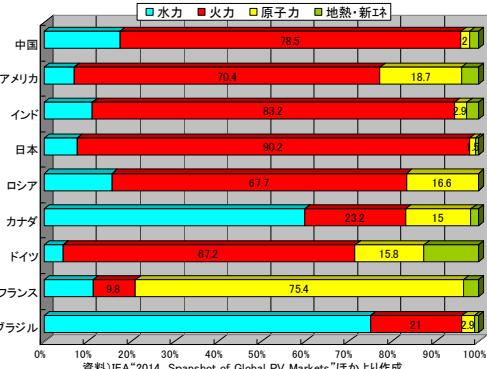
図3に示す中国の発電設備の構成比を見ても、原子力発電はわずか2%しかない。一方、電源設備容量の伸び率からみると（図4）、新エネ産業の発展成果で水力発電と風力発電の比重が大きく伸びているが、近年では水力発電よりも原子力発電の設備容量の増加ペースが速く、2014年には風力発電を上回って最速の増加率（約37%）を記録している。

中国の原子力発電ユニットは、2001年の227万kWから2005年の701万kW、2007年には885万kWと増加し、2010年に1,000万kWの大台を超えた。4年後の2014年には倍増（業界統計1,082万kW、国家統計局2,008万kW）、2015年には2,608万kWに達している（図5）。しかし発電設備全体に占める原子力発電の割合が依然小さい。建設周期が比較的長い（4、5年）ことや、原子力以外の電源設備増加の影響と考えられる。

2007年11月に国家発展改革委員会が公表した「原子力発電中長期発展計画（2005～2020）」（表1①）では、2020年までの原子力発電に対する積極的な開発姿勢と、2005年～20年の間の5カ年計画における計画が示されている。原子力発電の設備容量を、2005年時点の694.8万kWから2020年には4,000万kW（約6倍）に増設する計画となっており、年間の原子力発電量目標を2,600～2,800億kWhに設定していたが、2012年に承認された同計画の改定版（「原子力発電中長期発展計画（2011～2020）」）では2020年までの目標を6,000万kWに上方修正したと伝えられた。そして今年1月27日に国務院が公表した中国初の「原子力応急白書」では同目標値を5,800万kW（建設中のものは3,000万kW）とし、2030年までに世界の原子力発電の方向を体現する科学技術開発システムとそれに見合った工業システムを形成し、原子力技術・設備が国際市場で相当のシェアを占め、原子力強国という目標の全面的達成を目指すとした。

実際の原子力発電量をみると、2011年（872億kWh）から持続的に拡大し、2015年には倍近くの1,689億kWhに達し、中国総発電量に占める割合も2011年の1.8%から3.01%に伸びている（図6）。

図2 主要国発電エネルギー源別割合の比較（2012年）



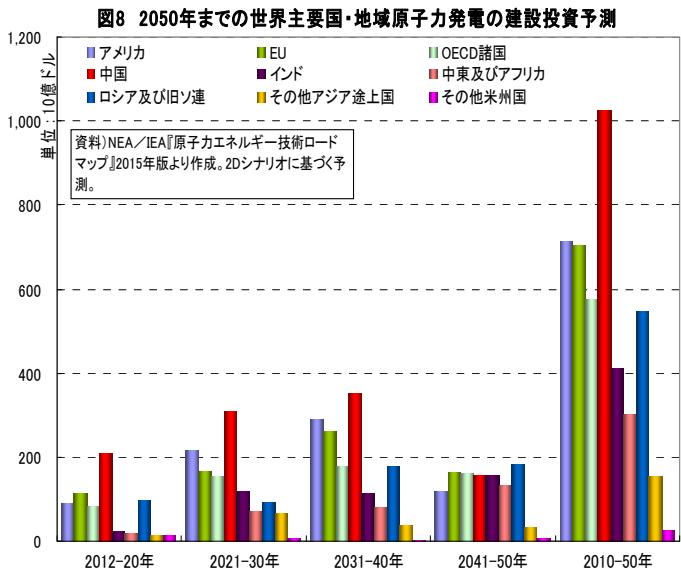
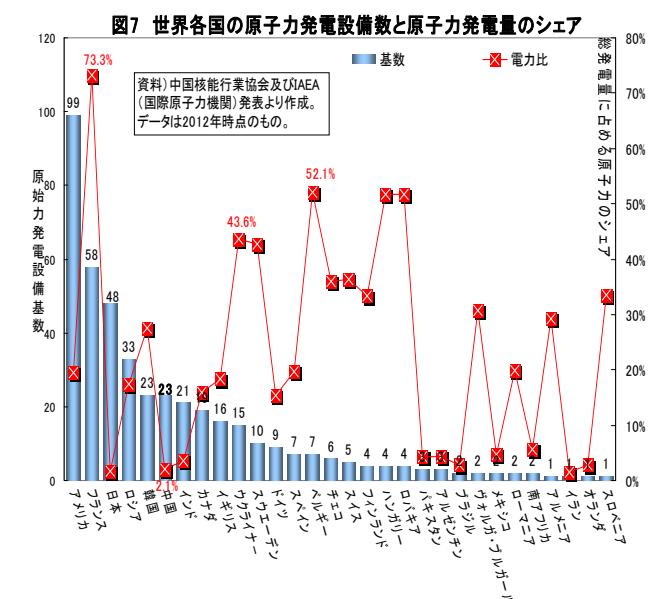
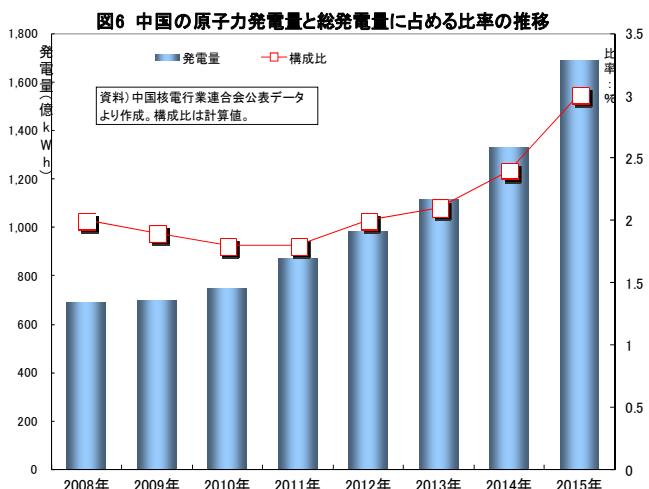
資料)IEA“2014 Snapshot of Global PV Markets”ほかより作成。

近年の急速な発展により、中国の原子力発電設備容量はすでに韓国に次ぐ世界 6 位となっており（発電設備ユニットは 2007 年の 9 基から 2013 年の 23 基へ増加。建設中も 23 基以上）、総発電量（5 兆 2451 億 kWh）に占める原子力のシェアは 2.11% となっている（図 7）。

総電源容量や総電力量に占める割合はまだ小さいものの、近年の急速な増加スピードに加え、原発設備数も世界上位に上りつつあり、建設中・計画中の設備数は世界トップであることから、中国が近い将来世界の原子力発電大国になることは間違いない²。こうした高速な発展には、以下の主要原因と背景が挙げられる。

①環境資源問題の対策手段として、原子力発電の発展推進が重要視され、「原子力発電中長期発展計画」において石炭燃料を主とする火力発電からの構造改善のための重要な切り札とされたこと。②政府支援のもと、国有電力企業が設備開発と発電所の建設運営に取り組んだこと。③中国特有の行政管理、土地公有制度による原子力発電所の建設地域と地域選定の効率性。④先進国技術導入と独自開発の結合による原発設備製造技術と運営管理能力の向上。⑤地方政府も地域開発の促進策の一環として原子力発電所の建設推進を歓迎したこと。

経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) と国際エネルギー機関 (IEA) 作成の「原子力エネルギー技術ロードマップ」2015 年版に基づく図 8 から、2050 年までの期間中、中国が原子力発電所建設投資の世界最大国であることが読み取れる。これは、地球の気温上昇を 2 度以下に抑えるシナリオ (2D シナリオ) を前提とした推計であり、原子力発電推進に地球温暖化対策としての国際的な大義名分が与えられ、深刻な環境問題に悩まされている中国での原子力発電の推進加速にもつながっている。



² 今年1月28日付「人民日報」が国家原子力機関主任、国家国防科学技術工業局局長、国家原子力事故緊急調整委員会副主任委員の許達哲氏による中国の原子力発展の規模と技術水準に関する見解を報じた。それによると、中国大陸で運用されている原子力発電所は30基、総設備容量は2,831万kWで、建設中の原子力発電所は24基、総発電容量は2,672万kW。2015年に建設を承認されたものは8基、着工したのは6基、運用開始は8基、うち商業運用しているのは6基となっている。中国は建設中の原子力発電機の数が世界最多である。

3. 中国原子力発電の立地・稼働状況と原子力安全管理の強化動向

原子力発電所の立地・稼働状況は大きな社会的、国際的関心事であり、日本の福島第一原子力発電所事故を受けて中国でも従来以上に原子力発電所に関する情報開示が強化されてきた。日本と同様に原子力発電の水需要と安全確保などの見地から、稼働・建設中の原子力発電所の多くは東部沿海地域の経済先進省に建設されている（図9）。

表3は2014年末時点の11カ所23基の原子力発電設備の状況を示している。2010年以降に営業を開始したものが大半で、中でも2014年以降に営業開始したものが多く、中国の原子力発電所は新しいものが多いことが分かる。表4は各設備の容量と発電量、稼働率を示しているが、ほとんどのユニットの稼働率が80～90%以上となっており、すでに建設された原子力発電所が最大限に利用され、中国の大気汚染問題への効果が期待されていると言えよう。

建設中の原子力発電所は、2014年末時点で26基、合計設備容量は2,859万8,000kWとなっており、運転中と建設中を合計すると、50基近く、総容量は5,000万kWに近づく。中国政府は2020年の原子力発電目標として運転中の規模を5,800万kWに設定していることから、原子力発電所の建設期間を考慮すると少なくとも2015年から2016年にかけて100万kW級のユニットを10基程度着工する必要があると見られている（中国総合研究センター（CRCC）「中国の科学技術の現状と動向（平成27年版）」）。

中国では原子力発電所の安全管理と検査実施を強化し、冒頭で紹介した表1の関連政策の制定・公布に加え、2012年6月15日に環境保護部は中国版ストレステストである「全国民生用原子力施設の総合安全検査に関する状況報告」（「關於全國民用核設施綜合安全檢查情況的報告」）とともに「原子力（核）安全計画」をウェブサイト上に公表し、住民からの意見収集などを重視するなど、これまでになかった取り組みがみられた。

図9 東南沿海に集中している中国の原子力発電所



表3. 中国原子力発電設備の着工・稼働時間一覧

No.	原子力発電所 発電ユニット順番	着工時期	オンライン 年月日	営業開始 年月日	稼働年数(年) (2014年末)
1	秦山原子力発電所	1985/3/20	1991/12/15	1994/4/1	23.06
2	大亞湾原子力発電所1号機	1987/8/7	1993/8/31	1994/2/1	21.35
3	大亞湾原子力発電所2号機	1988/4/7	1994/2/7	1994/5/6	20.91
4	秦山第二原子力発電所1号機	1996/6/2	2002/2/6	2002/4/15	12.91
5	秦山第二原子力発電所2号機	1997/4/1	2004/3/11	2004/5/3	10.82
6	秦山第二原子力発電所3号機	2006/4/28	2010/8/1	2010/10/5	4.42
7	秦山第二原子力発電所4号機	2007/1/28	2011/11/25	2011/12/30	3.10
8	嶺澳原子力発電所1号機	1997/5/15	2002/2/26	2002/5/28	12.85
9	嶺澳原子力発電所2号機	1997/11/28	2002/9/14	2003/1/8	12.31
10	嶺澳原子力発電所3号機	2005/12/15	2010/7/15	2010/9/15	4.47
11	嶺澳原子力発電所4号機	2006/6/15	2011/5/3	2011/8/7	3.67
12	秦山第三原子力発電所1号機	1998/6/8	2002/11/19	2002/12/31	12.13
13	秦山第三原子力発電所2号機	1998/9/25	2003/6/12	2003/7/24	11.56
14	田湾原子力発電所1号機	1999/10/20	2006/5/12	2007/5/17	8.65
15	田湾原子力発電所2号機	2000/9/20	2007/5/14	2007/8/16	7.64
16	紅沿河原子力発電所1号機	2007/8/18	2013/2/17	2013/6/6	1.87
17	紅沿河原子力発電所2号機	2008/3/28	2013/11/23	2014/5/13	1.11
18	寧德原子力発電所1号機	2008/2/18	2012/12/28	2013/4/15	2.01
19	寧德原子力発電所2号機	2008/11/12	2014/1/4	2014/5/4	0.99
20	陽江原子力発電所1号機	2008/12/16	2013/12/31	2014/3/25	1.00
21	福清原子力発電所1号機	2008/11/21	2014/8/20	2014/11/22	0.37
22	方家山原子力発電所1号機	2008/12/26	2014/11/4	2014/12/15	0.16
23	方家山原子力発電所2号機	2009/7/17	2015/1/12	2015/2/12	0.00

資料)中国核能行业协会発表より作成。2014年末現在計23基、総運転年数は177.36年。

表4 2014年中国原子力発電設備容量と発電量

原子力発電所/発電ユニット順番	設備容量 (MWe)	年間発電量 (億kWh)	年間供給電量 (億kwh)	設備平均稼 用時間数(h)	設備平均稼 働率(%)
秦山原子力発電所	—	310	26.23	24.41	8461.29
秦山原子力発電所	1号機	984	86.22	82.48	8762.2
秦山原子力発電所	2号機	984	65.18	62.5	6623.98
秦山第二原子力発電所	1号機	650	48.74	45.79	7498.46
秦山第二原子力発電所	2号機	650	49.3	46.26	7584.62
秦山第二原子力発電所	3号機	660	52.69	49.29	7983.33
秦山第二原子力発電所	4号機	660	51.61	48.44	7819.7
秦山第三原子力発電所	1号機	990	76.83	73.62	7760.61
秦山第三原子力発電所	2号機	990	81.05	77.73	8186.87
秦山第三原子力発電所	3号機	1086	83.6	78.54	7697.97
秦山第三原子力発電所	4号機	1086	84.05	78.96	7739.41
秦山第三原子力発電所	1号機	728	60.45	55.95	8303.57
秦山第三原子力発電所	2号機	728	56.43	52.23	7751.37
田湾原子力発電所	1号機	1060	83.23	77.91	7851.89
田湾原子力発電所	2号機	1060	84.44	79.01	7966.04
紅沿河原子力発電所	1号機	1118.79	65.79	60.94	5880.46
紅沿河原子力発電所	2号機	1118.79	46.75	43.3	4178.62
寧德原子力発電所	1号機	1089	54.09	50.47	4966.94
寧德原子力発電所	2号機	1089	62.15	57.51	5107.07
陽江原子力発電所	1号機	1086	72.44	67.93	6670.35
陽江原子力発電所	2号機	1089	10.33	9.61	948.58
福清原子力発電所	1号機	1089	4.2	3.96	385.67
方家山原子力発電所	1号機	1089	1305.8	1226.84	7561.42
合計		20305.58			86.32

資料)表3に同じく中国核電行业协会発表資料より作成。

「原子力安全計画」（環境保護部・国家核安全局、国家發展改革委員会、財政部、国家能源局、国家国防科技工業局の共同公表）では、「国家放射性廃棄物処分場と地域の放射性廃棄物処分場の計画ならびに建設を強化する」という内容も最終版に追加されたほか、「シビアアクシデントの予防・緩和」や原子力・放射線の事故予測能力の向上、原子力施設現場でのデータモニタリングの強化、緊急対策の意思決定ならびに指揮調整能力の向上なども盛り込まれている。さらに、原子力安全監督管理能力構築に関しては、「省ならびに地方都市レベルでの能力構築」や原子力事故賠償・原子力保険に関連した制度の研究・構築と原子力技術利用組織の責任保険制度の研究・構築が提起されている。「原子力安全計画」は、2011年に実施されたストレステストの結果を踏まえ、中国国内で運転中・建設中の原子力発電所は、安全や品質の現状から判断すると、現行の安全法規ならびに国際原子力機関（IAEA）の最新基準の要求を基本的に充足しているとの見方を示した。現在のところ、中国で稼働中の原子力発電所では大きな事故が起きていないが、今後稼働施設が増加し、特に内陸地域にも展開拡大が計画されている（図10）ことから、これまで以上に原子力の安全管理とリスク対応能力の向上が求められている。

このように、中国政府は情報開示をはじめ安全管理に対する重視姿勢を示しているとともに、設備製造技術の向上と最新型の一貫運営管理体制の整備促進に極めて積極的になってきている。

たとえば、2014年11月に公布された「エネルギー発展行動計画（2014～2020年）」（表1の⑦）の中で、原子力発電は国際的にも最高の安全基準を採用し安全を確保するという前提のもとで、東部沿海地区において新規原子力発電プロジェクトを適宜スタートするとともに、内陸部における原子力発電所の建設を研究、論証するとしたうえ、導入、消化、吸収、再イノベーションという姿勢を堅持するという方針を示している。炉型としては、「AP1000」、「CAP1400」、高温ガス炉（HTGR）、高速炉、そして再処理技術を重点的に推進する方針を示しており、国内における自主技術の検証を加速し、大型先進加圧水型原子炉（PWR）や超高温炉（HTGR）実証炉の重大特別実証プロジェクトを建設することも再確認。さらに原子力発電の基礎理論研究や原子力安全技術の研究・開発・設計・エンジニアリング建設を積極的に推進し、核燃料サイクルシステムを完備し、原子力発電の海外進出を積極的に進める方針も改めて表明した。

今年5、6月に中国政府は相次いで「エネルギー技術革命革新行動計画（2016～2030）」（表1⑧）と「中国製造2025—エネルギー設備実施方案」（表1⑨）という長編の政府文書を公布。原子力発電の中核技術や設備製造技術に関する詳細なロードマップを提示したほか、原子力廃棄物のリサイクルや後処理などについても詳細な政策方針を打ち出した。これらの政策をふまえ、次号の⑦では中国の原子力発電技術の実態と対外展開の拡大動向を取り上げる。
(つづく)

図10 国家電力投資公司による2020年までの新規原発建設地



中国企業による対外投資と対日投資

みずほ銀行

国際戦略情報部

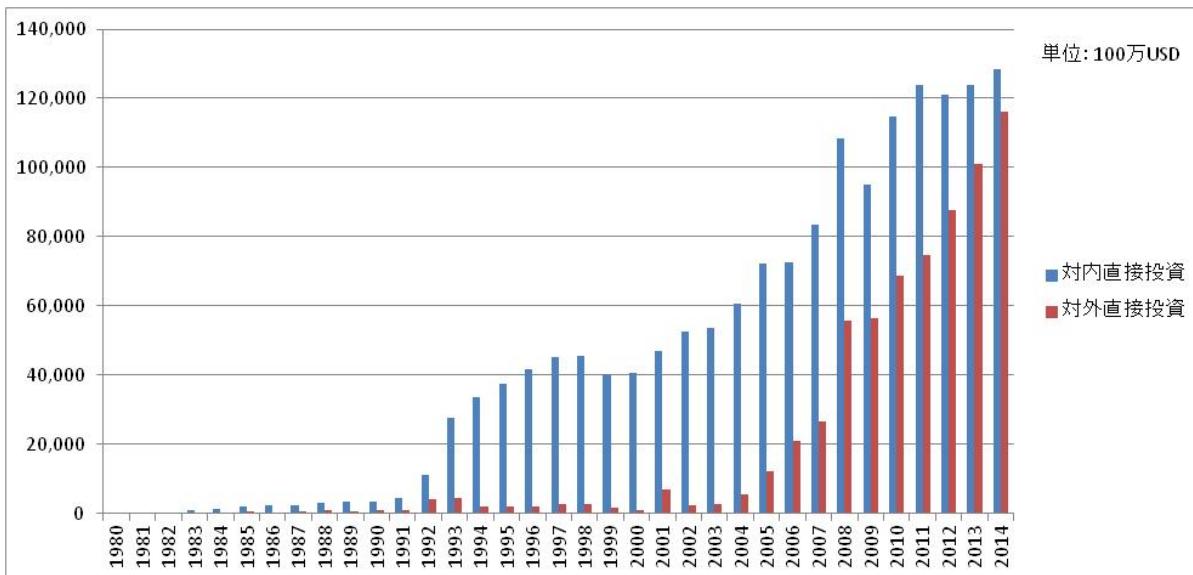
下條 真紀子

makiko.shimojo@mizuho-bk.co.jp

1. はじめに

中国の対外直接投資額は年々増加しており、2014年にはすでに世界第3位の対外投資国となっている。具体的な対外投資額は、2014年（年間）で1,160億米ドル、2014年12月末時点累計で7,296億米ドルに達した（出所：UNCTAD国連貿易開発会議）。2016年に入ってもその勢いは止まらず、商務部公表数値によれば2016年1月～3月の間に対外直接投資額はすでに400億米ドルを超え、2015年の第1四半期と比較して1.55倍となり、対外投資はますます勢いを加速している。一方、中国から日本への投資に目を向けると、JETROが発表した日本の対内直接投資額によれば、2014年12月末時点の投資残高は1,207億円、中国が占める割合は0.5%とわずかばかりではあるものの、対内直接投資額は2012年0.7億ドル、2013年1.4億ドル、2014年7.7億ドル¹と急速に増加している。投資相手国ランキングでは2014年に10位から7位に上昇していること、年々増加している中国人訪日客の需要を見込んだ観光分野への投資や不動産投資案件等が相次いで発表されていることから、日本における中国企業の存在を意識せざるを得なくなっている。本稿では中国の対外投資動向、とりわけ日本への対外投資の実態について述べる。

＜図1 中国から外国への対外投資、海外から中国への対内投資＞



出所：UNCTAD – Statistics

2. 中国企業の対外投資動向

◆2000年以前「引進来」外貨準備の積み上がり

1992年に鄧小平が「南巡講話」の中で、「先に豊かになれるところから豊かになる」という「先富論」を発表。豊かになる方法の1つとして、積極的に外資企業を呼び込む「引進来」戦

¹ 2014年1月以降はIMF新基準採用による数値のため、2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない。

略を導入。具体的には、①1995 年の『外商投資産業指導目録』の制定：中国として外資誘致を奨励する産業、制限する産業、禁止する産業を明確化、②外資・内資 2 本立ての企業所得税率の制定：外資企業の企業所得税率は 15% や 24% というように内資企業の税率 33% より低い税率を設定、③優遇税制の制定：外資の生産型企業については利益を獲得した年度から 2 年間は企業所得税を免除、3 年間は 50% とする「2 免 3 減」と呼ばれる優遇を設定、等が挙げられる。さらには、沿海部を中心とした各地方においては開発区を整備し、進出してきた外資企業に対して税金等の優遇制度を設定し、外資誘致を積極的に行った。その結果、日系企業を含む多くの外資企業は、各種優遇制度や自国と比較して安価な労働力を活用し、生産工場を設立し、中国に資本を投下した。そして、中国の工場で製造した製品の多くを日本または第三国へ輸出することにより、中国は外貨を蓄えていくことができた。

◆2001 年以降「走出去」戦略の導入期

2001 年第 10 次五ヵ年計画の報告において、対外投資および海外プロジェクトの請負や労務輸出の奨励が発表され、中国が積極的に海外への投資戦略を推進する「走出去」戦略が提起された。中国の「走出去」戦略の当初の目的は、蓄積された外貨の利用および資源の獲得であった。導入期においては、中国企業による対外投資というよりもむしろ、資源の確保に注力していた。積極的な外資誘致により中国が「世界の工場」として機能し、生産活動が盛んになる一方で、それに伴う内需の急拡大により資源が不足する。各地の開発区等では、電力使用量が急増する夏場などに突然停電告知を出すことで、電力使用量をコントロールするようなこともしばしばあった。中国政府はアフリカやアジア等の新興国と援助協定を締結し、海外請負工事を受注。中国から労働力や設備を提供することで両国間の関係を強化し、資源を確保するルートを築いた。

◆近年の「走出去」戦略による対外投資

2000 年代後半に入ると、中国が「走出去」戦略を取る目的が、①外貨準備の有効活用、②中国企業のグローバル競争力の強化、に変わっていった。中国企業は、中国市場およびグローバル市場で勝ち抜いていける実力をつけるべく、先進国が有する技術・ブランド・市場の獲得を検討。すでに蓄積した豊富な外貨に加え、国策的な後押しもあり、積極的な投資を実施。近年に入っても「走出去」を支援する法律法規が制定され、『対外投資プロジェクト審査及び届出管理弁法』（国家発展改革委員会 2014 年）、『対外投資管理弁法』（商務部 2014 年）、『直接投資に関する外貨管理政策を簡素化及び推進するための通知』（国家外貨管理局 2015 年）等により、特殊な業種・投資先を除いて認可制から登録制にする等、中国の対外投資に関する規制を簡素化・制度化した。また、沿海部を中心に各地方政府が管轄する専門部署を設け、企業への情報提供や投資検討先を視察するミッション団を組成・派遣する等により、対外投資を検討する中国企業を支援している。

3. 中国企業による対日投資の事例

近年における中国企業による対日投資の特徴としては、不動産買収案件が多かったことが挙げられる。日本の不動産価格が中国の不動産と比較して相対的に割安感があったことや円安が進んだことがその理由と推測される。

時期	物件	種類	投資金額	買い手・投資家
2015/1	目黒雅叙園	オフィスビル等	1,400 億円	中国投資有限公司
2015/12	星野リゾートトマム	ホテル	183 億円	復星集団
2015/12	晴海トリトンスクエア	オフィスビル	100 億円	復星集団(ボーラキヤタル)

出所：Bloomberg 及び各種資料により国際戦略情報部作成

不動産以外で投資額が大きい代表的な例としては、2016年3月に公表された株式会社東芝（以下、「東芝」）がその家庭電気事業の株式80.1%を美的集団股份有限公司（以下「美的」）に譲渡する最終契約を締結した事例が挙げられる。本案件は、ブランド・技術力を獲得する目的での日系企業への投資事例と言える。

その他の分野で中国企業の関心が高い投資分野は、訪日中国人旅行客をターゲットとする旅行関連（エアライン、WIFI貸与等の受け入れインフラ系等）、EC関連（貿易商社、物流倉庫等）、ヘルスケア関連（高齢者介護、健康食品、医薬、医療機器の中国向け販売等）、環境関連（水・土壤処理分野等）等となっている。

4. 日本における企業誘致の取り組み

中国で対外投資戦略が取られる一方、日本においては「日本再興戦略」と名付けられた成長戦略が2013年6月14日閣議決定され、日本への対内直接投資に関する目標も掲げられた。具体的には、2020年における対内直接投資残高を35兆円、2012年末比倍増させることを目標としている。対内直接投資を増やすための取り組みも着々と実現し、これまでの成果としては以下のようないものが挙げられる。

①法人実効税率の引き下げ：2015年度税制改正において、2014年度34.62%から2015年度32.11%への引き下げが実現。また2016年度の税制改正大綱で2016年度に29.97%、2018年度に29.74%まで引き下げるなどを決定した。

②東京開業ワンストップセンターの開設：東京圏での企業設立手続きを一元化するワンストップセンターを2015年4月に設立し、東京都内における開業手続きが一か所で可能となる手続きの簡素化が実現した。

また、対日投資誘致の中核機関となるJETRO（日本貿易振興機構）は、「日本再興戦略」の遂行にあたり、人員体制を強化、対日投資セミナーの開催回数を増加、自治体との協業の仕組みを構築するなど体制を強化している。

5. 中国企業による対日投資の課題・留意点

日本国内での過度な報道もあり、一般的に、中国企業による対日投資に対してネガティブなイメージを抱くことが多いように見受けられる。昨今対外投資をしている中国企業の多くは、オーナー自らが判断できる民間企業で、かつ、自ら蓄積した資金をもとに投資するため、迅速な意思決定ができる傾向にある。一方で、中国企業による本格的な対外投資は2008年以降からであるため、多くの中国企業は海外での経験が浅く、国際人材が不足していることは容易に想像できよう。中国企業と日本において提携を検討する場合には、提携目的、日本・中国・グローバルな経営戦略、中国企業の優位性を見定め、冷静かつ慎重に計画を進めるべきであり、マ

ネジメント体制を構築のうえ危機管理体制を強化しておく必要がある。日系企業がこれまでに築き上げてきたブランドや企業カルチャー、経営手法を損ねることなく継承していくためには、時間をかけて譲渡することも対応策として検討しうる。実際に、中国企業による対日投資の例として前述した美的と東芝の事例においては、東芝が公表したプレスリリースによると両者は最終契約締結と同時に戦略的パートナーシップを強化するべく、以下の内容を約束している。

- ✓ 美的是、白物家電の東芝ブランドを40年間使用します。
- ✓ 美的是、信頼性のある東芝のブランドイメージ、ベストプラクティス、第一級のカスタマーサービス、高い品質水準の維持を約束します。

6. おわりに

2015年5月19日、中国製造業の持続発展とグレードアップを目指す「中国製造2025」が国務院通達の形で公布され、中国が「世界の製造強国」になるためのロードマップが示された。中国企業は自国の製造業の特徴として、大量生産には強いが、技術力は弱いことを課題としている。これにより、中国の製造業をパワーアップする方法として、対外投資による技術の確保の可能性が更に高まるかもしれない。一方、日本の国内市場は、諸外国とりわけ近隣アジア諸国と比較した事業運営にかかるコストの高さや加速する少子高齢化の水準から、自国だけでの更なる持続的な成長を期待できない状況にあるといえる。日本企業は中国企業が弱点とする技術や経営管理手法を備えている。日本企業にとって、自社の資産に上乗せして、中国企業を活用する成長戦略を描くことも選択肢の1つとなりうるのではないか。

以上

中国のオンライン消費者像 2015年1万人アンケート調査の結果から（9）

KPMG Advisory (China) 編

厚谷 袞一 監訳

www.kpmg.com.cn

www.kpmg.or.jp/jp/china

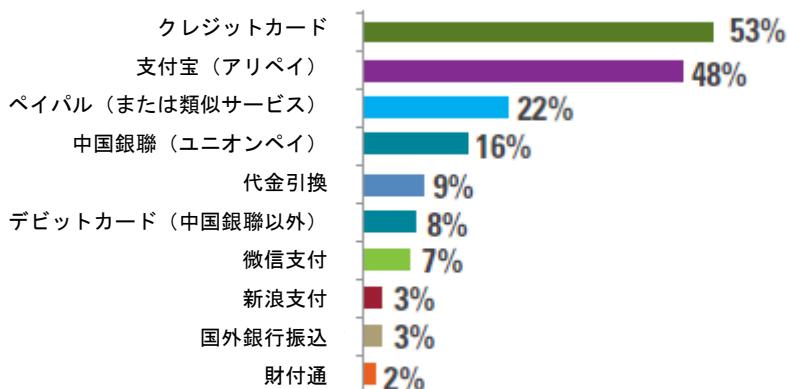
海外への支払い—クレジットカード利用が多いが圧倒的ではない

中国人消費者が国外の E コマースショップで使用する決済方法は非常に多様です。国外 E コマースショップの決済に関しては、世界的なクレジットカードブランドのプレゼンスが非常に高いことは確かですが、絶対的な地位にあるとは言えません。

人民元建て決済は中国銀聯（ユニオンペイ）や支付宝（アリペイ）といった中国国内の決済事業者しか処理できません。しかし、海外サイトで買い物をする中国人消費者にはグローバルなクレジットカードブランドもサービスを提供できます。

下のグラフは、過去 1 年間に海外サイトで買い物をしたオンライン高級品消費者の決済方法をまとめたものです。

高級品購入者の海外サイトでの各決済方法利用経験率



Source: Survey analysis, China's Connected Consumers, 2015

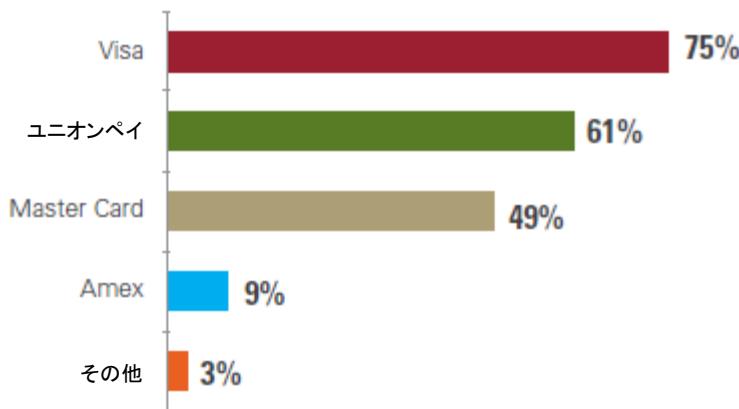
グラフからわかるように、E コマース取引でクレジットカードの利用経験率が最も高く 53% に達する一方、支付宝の利用も 48% である点が注目されます。

支付宝は決済方法として中国国外でもかなり広く受け入れられるようになりました。例えば、「Alipay ePass」システムを利用すれば、中国の E コマース消費者は米国的小売店でも中国国内のアリペイ・アカウントで決済を実行することができます。

さらに、海外の E コマースプロバイダーも、中国人消費者がより便利に利用できるように自社のウェブサイトをカスタマイズし、中国向けにローカライズするようになってきました。したがって、グローバルな E コマースサイトで、支付宝や中国銀聯を受け入れるところがこれからますます増えることが予想されます。

次に、消費者がどのクレジットカードを使ったのか、その内訳をみることにしましょう。海外サイトを利用するオンライン高級品消費者の回答結果は次のグラフのとおりです。

海外サイトでのブランド別クレジットカード利用状況



Source: Survey analysis, China's Connected Consumers, 2015

海外サイトでのオンライン高級品購入に一番よく使われるのはビザカードで、第二位が中国銀聯、第三位がマスターカードとなっています。

しかし、海外サイトの決済で支付宝が占めるシェアは、これら全てのカードのシェアの合計に匹敵するものがあります。それを考えると、支付宝は単独の決済ブランドとして、ビザやマスターを押えて、海外の高級品 E コマース決済で最もよく利用されていると言つてよいでしょう。したがって、中国のオンライン高級品消費者の海外決済において、支付宝はすでに、ビザやマスターといったグローバルクレジットカードの強力なライバルとなっています。

オンライン金融サービス予想される利用拡大

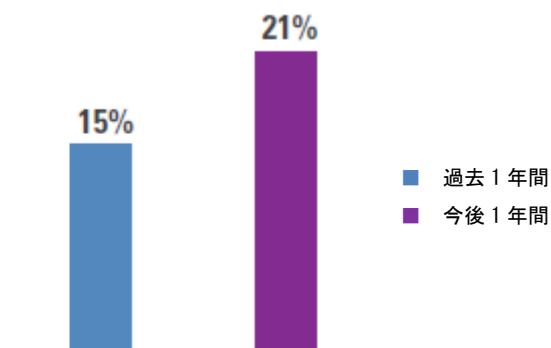
決済と金融サービスに関して取り上げる最後のテーマは、オンライン金融サービスに対する中国人消費者の関心の高さです。

E コマース高級品消費者の約 15%が、この 1 年の間にオンラインで投資サービスを購入したことがあると回答しました。その比率はますます高くなると思われます。21%の人が今後 1 年以内に投資サービスをオンラインで購入する予定があると回答しているからです。

これは実質的に前年比で 40%増加することになります。銀行、資産運用管理会社、P2P（個人間）金融サービス会社には大きなビジネスチャンスが開けるでしょう。

実際に、中国では新しいオンライン金融サービスが続々と登場しています。その種類は、

**オンラインで投資サービスを
過去 1 年の間に購入したことがある
今後 1 年の間に購入を予定している**



Source: Survey analysis,
China's Connected Consumers, 2015

オンライン融資サイト（P2P 金融）、不動産開発のクラウドファンディングから、オンライン・マネーマーケットファンド、新型オンラインバンキングまで様々です。

これらの新規参入企業は、現在の金融サービス市場全体の規模から見ればまだまだ小さな存在かもしれません、投資機会を求める中流階級の中国人消費者が増えていることを考えると、今後もハイペースで成長するものと思われます。

一加手机（ワンプラス）

カール・ペイ 共同創業者

カール・ペイ氏は一加手机（ワンプラス）の共同創立者です。同社は 2013 年末創業の比較的新しいスマートフォン・ブランドで、2014 年に 1 号モデルを発売しました。本社は中国深圳で、全世界にスマートフォンを出荷しており、自社をグローバルブランドと位置付けています。

確かにワンプラスは、1 号モデルのスマホを発表して以来、全世界の消費者に向けて製品を出荷してきたグローバルブランドです。当初は数万台売れればよいと考えていましたが、1 号モデル「OnePlus One」の販売台数はその何倍にも達しました。

ペイ氏—当初はそれほど大きな売上は期待していなかったのだが、最終的には全世界で 100 万台以上を売り上げた。現在、当社のビジネスは、中国、インド、EU、北米にほぼ四分される。

25 歳のペイ氏は、自身を国際企業家と考えています。スウェーデンの市民権を持ち、ストックホルムとニューヨークで育ったペイ氏は、約 12 年前からビジネスを始め、中国製品をスウェーデンで販売していました。彼はその間に全世界でパートナーや友人の輪をつくり、これが今日のワンプラスのグローバルビジネス展開を支えています。

ペイ氏—当社は台北にエンジニアリングチームを持ち、バンガロールのチームと協力し、シンガポールにもオフィスを置いています。また、ロンドンかダブリンにオフィスを開くことも考えている。多様な地域の地の利をビジネスに生かしたい。

ワンプラスの流通チャネルは、これまでのところ、概ね直販型 E コマースを中心に展開されています。ワンプラスの流通チャネルのあり方を端的に表わしているのが、最新モデル「OnePlus 2」の消費者への提供の方法です。

OnePlus 2 を入手するのは一苦労かもしれません。それは、独特の直販モデルが使われているからです。購入したい顧客は、まずオンラインのウェイティングリストに登録し、スマホ購入の招待が来るのを待たなければなりません。さらに、ただ待つだけではありません。ワンプラスのコンテストやプロモーションに参加することで、ウェイティングリストの上位に上がっていき、購入の招待を早く受けることができるのです。これはファン層を広げるための作戦のように思われますが、本当の目的は需給の管理というシンプルな理由です。

ペイ氏—OnePlus 2 には、当社の予約システムに 500 万件を超える登録があった。当社の製品に関心を持つ顧客全員がきちんと購入できるようにしたい。これはマーケティングツールというよりは、需給のバランスをとるための手段だ。

ソーシャルメディアも、ワンプラスの顧客・見込み顧客を対象とするエンゲージメント戦略の重要な要素です。

ペイ氏—我々はマーケティングの世界を作り変えている。要はクチコミで旋風を起こすことだ。優れた製品があればより簡単だ。我々は招待限定システムで製品を販売する。例えば、当社は最近「Race for Invites（招待へのレース）」というコンテストをフェイスブック上に投稿した。何十万人もの人がこの投稿を閲覧し、閲覧数はOnePlus 2の発売以来最高を記録した。

Eコマースと従来型小売業は、人やモノが境界なくつながるコネクテッドワールドにおいて、小売の機能のあり方を明らかに変化させています。

ペイ氏—従来型小売業は姿を消すか、そうでなくとも抜本的な変化を迫られるだろう。経済はより一層互いの結びつきを深め、中国でもその他の国でも、IT技術に精通した新世代の若い消費者が出現してくる。結局のところ、マーケティングチャネルは常に変化し続けるものなのだ。しかし、優れた製品と優れたサービスが確立できれば、その企業はより高い顧客ロイヤルティを持った、顧客を引き付ける「プル型」ブランドとなり、将来的により大きな売上が見込めるようになる。当社は単なるEコマース企業ではなく、O2O（オンライン・ツー・オフライン）も含めたタイムリーなビジネスモデルを常に探している。

ワンプラスのモバイル製品は今後どのような形になるのでしょうか。

ペイ氏—製品開発では先見的な商品コンセプトが重要だ。人はいつも合理性にのみ基づいて行動をとるわけではない。そして、テクノロジーはもはや文化や感性の一部とみなされるようになった。したがって、我々も将来的にポップカルチャーとして深く根付くことを目指していく。

今後の優先課題の1つはOnePlusの新型モデルだが、OnePlus 3を2016年内に発表する予定¹だ！

厚谷 複一

KPMG Advisory (China) Limited
ディレクター



東京工業大学理学部卒業・同大学理工学部修士課程修了（情報科学専攻）

米国ペンシルバニア大学ウォートン校経営学修士（財務専攻）

これまで20年以上にわたり、日本、米国、カナダ、英国、韓国にて経営コンサルティング会社及び会計事務所に勤務、各々企業顧客に戦略・M&A・オペレーション等の分野でのアドバイザリー・サービスを提供。

2003年よりKPMG LLP（米国）ニューヨーク事務所に勤務、主に日本企業顧客に対して事業デューディリジェンスを中心としたM&A支援サービスを提供。

2008年より現職、KPMG中国の上海事務所にて同じく日本企業顧客に対してM&A支援サービスを提供。

専門は市場評価、事業計画の精査、M&A実施後の統合支援等を含む事業デューディリジェンスだが、日本企業顧客に対しては広く、財務・税務デューディリジェンス、企業価値評価、不正調査、リストラクチャリング支援等を含む、M&A支援サービスと事業戦略立案・実施支援サービスを提供する。

+86 10 8508 7111

teiichi.atsuya@kpmg.com

¹ OnePlus 3は2016年6月に発表された。

外資による中国の株式有限会社への投資に関する法実務の動向

金杜法律事務所 上海事務所
パートナー中国弁護士 陳青東
E-mail : donald.chen@cn.kwm.com
URL : <http://www.kwm.com>

1. はじめに

近年、中国では国内市場の発展に伴い、外資の中国参入も、従来の生産型企業の設立から内需型企業への出資に注目点が移行しているといえます。内需型企業の多くは資本調達を中国国内の資本市場から行うため、外資を導入してからも、従来のように資金調達を外債に頼るのではなく、株式有限会社化ないし上場という資本調達のルートをたどる傾向があります。

一方外資にとっては、発展見込みのある内需型企業への出資は、中国市場における生産・販売チャネルの開拓・拡大といったビジネスチャンスのほかに、会社価値の増加、ないし上場による資本利得が得られるというメリットもあります。このように、近年中国において、外資を含む会社の株式有限会社化、上場¹、あるいは外資による株式有限会社や上場会社への出資といったテーマがしばしば話題に上がってきます。

中国ではもともと、「外資三法」²と呼ばれる3つの基本法律及びその関連法令によって外資参入が規制されており、その中核ともいえるのは、外資参入に対する商務部門の審査認可制度といえます。商務部門による審査認可を経て外資が参入した企業は、一般的に「外商投資企業」と総称されます。一般的に、「外資三法」に基づき設立される外商投資企業の会社形態が有限責任会社です。このため、外商投資企業に関連した法令規定、及び商務部門による審査認可の手続きの多くは有限責任会社を想定しています。しかし、実際には、前述のとおり、外商投資企業には、外商投資株式有限会社、さらに外商投資上場会社もあります。これらは、外商投資企業でありながら、一般的に有限責任会社である外商投資企業と異なる点もあるため、その設立や株式の取引に関する規制に特殊な点もあります。

筆者は2002年頃に証券弁護士として、外商投資株式有限会社及びその上場に関するテーマを取り上げたことがあります、近年制度面の変更点もみられることから、本稿では、近時の法令規定の変更を織り込みつつ、外国投資者による中国の株式有限会社、ないし上場会社への投資に関する法的フレームワークや規制における特殊な点を再整理しておきたいと考えます。

2. 外商投資株式有限会社の場合について

(1) 中国の株式有限会社

中国では、会社は大きく有限責任会社と株式有限会社とに会社形態が分かれています。有限責任会社の場合、出資者の投資は会社に対する出資持分という形式で現れ、そのままでは株式を発行することができず、上場することもできません。このため中国では、企業の上場を見越したときに、最初から株式有限会社を設立するか、有限責任会社の株式有限会社化、すなわち「有限責任会社」から「株式有限会社」へ会社形式の変更を行う必要があります。

外国投資者にとって、中国で外商投資株式有限会社を設立するには、大きく以下の3つのルートが考えられます。

¹ 本稿における「上場」は、特別な説明がない限り、中国のメイン市場であるA株市場への上場を指します。

² 「外資三法」は、具体的に「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」となります。

- ① 有限責任会社の外商投資企業を設立し、その後株式有限会社化する
- ② 中国の株式有限会社の株式を買収し、当該会社を外商投資株式有限会社とする
- ③ 最初から外商投資株式有限会社を設立する

上記のうち、①はよく見受けられる方法で、②も近年増える傾向にある印象があります。③については、外国投資者が中国で会社の新設に関わるときから上場を目指して株式有限会社を設立するケースはそれほど見受けられません。

(2) 既存の外商投資企業の株式化

有限責任会社から株式有限会社への変更は、実質上、既存会社の出資者が発起人となって、既存会社の資産をもって株式有限会社を設立することであり、法律上では発起設立方式による株式有限会社の新設とさほど大きく異なりません。中国の内資企業の場合、一般的に、株主間で、会社の資本金、社内統制規則といった実質的な内容の決定のほか、形式的には、主に既存会社の株主の決議及び会社の変更登記という手続きを経ることになると考えられます。

この点において、外商投資企業も基本的に同様ですが、内資企業よりも厳しい条件が設けられていました。具体的には、商務部の前身である対外經濟貿易合作部（以下、「外經貿部」といいます）が 1995 年に公布・施行した「外商投資株式有限会社の設立にかかる若干問題に関する暫定規定」（以下、「外商株式有限会社暫定規定」といいます）において、いくつか特殊な規定がなされています。それによれば、外商投資株式有限会社の設立、又は既存の外商投資企業からの組織変更には、以下の条件のもと、外經貿部による審査認可を受ける必要がありました。

- 既存会社が申請前 3 年間に連續して利益を上げていること
- 既存会社の出資者が既存会社の合弁契約書、定款を終了させ、発起人（又はその他の発起人と）として株式有限会社の設立に関する契約、定款を締結すること
- 外商投資株式有限会社の登録資本金が 3,000 万人民元以上（登録資本金は実際の払込資本金とされる）である³こと
- 資本金の払い込み後、会社登記手続を行うこと
- 会社登記後の 3 年間、発起人の株式譲渡ができないこと

外商株式有限会社暫定規定によるハードルは比較的高いと考えられてきましたが、数年前から何度も改正され、特に 2014 年 3 月 1 日の改正「会社法」の施行以降、いくつかの点において大きな修正があり、外商投資株式有限会社の設立条件は以下のとおり大きく緩和されました。

1) 審査認可のレベル

2008 年、商務部の「外商投資株式有限会社、企業変更、審査認可事項の権限委譲に関する商務部の通知」（商資函[2008]50 号）では、外商投資株式有限会社の審査認可権限は、省レベルの商務部門（例えば、省の商務庁又は商務委員会）に委譲されています。地域によっては、その審査認可の権限は更に省レベルから市レベルの商務部門に委譲されていることがあります。

³ 外商株式有限会社暫定規定では、外商投資株式有限会社に対する外国投資者の出資比率が 25% 以上であることも要求していたものの、2000 年代以降、実務上、外商投資企業に対する外国投資者の出資比率の要件に対する緩和が見受けられ、現在必ずしも必須ではありません。

2) 既存会社が申請前 3 年間に連續して利益を上げているという条件

商務部は、2014 年 6 月 24 日付の商弁資函[2014]516 号という各省レベル商務部門宛の業務書類において、「既存会社が申請前 3 年間に連續して利益を上げている」ことは、もはや外商投資株式有限会社の設立条件ではないと明確に回答しています。

3) 登録資本金が 3,000 万人民元以上である条件

商務部は、2015 年 10 月 28 日付商務部 2015 年第 2 号令となる「一部の規則及び規範性文書の改訂に関する商務部の決定」において、「外商株式有限会社暫定規定」に対し、複数の改正を行い、以下の条件を撤廃しました。

- ① 登録資本金が 3,000 万人民元以上であること
- ② 登録資本金が実際の払込資本金であること
- ③ 登録資本金の払込後会社登記を行うこと

上記のように、外商投資株式有限会社の設立に関して、審査認可の権限、資本関連の条件といった面は大きく緩和され、設立のハードルが引き下げられました。なお、会社登記後 3 年間発起人の株式譲渡ができないという制約は残っていると思われ、内資企業の発起人の 1 年間の譲渡禁止制限と比較すれば依然として大きな制約といえます。

(3) 外国投資者による中国の株式有限会社株式の買収

外国投資者は、中国国内企業の買収を通じて資本参入することが可能です。中国の国内企業は、外国投資者の投資を受けて外商投資企業となります。かかる事項の詳細は、「外国投資者による国内企業の吸収合併に関する商務部の規定」（2009 年 6 月 22 日改訂施行）により定められています。既存の中国国内企業が株式有限会社である場合でも、外国投資者は当該規定に基づき買収を行うことが可能です。筆者の業務においても、外国投資者が中国の株式有限会社に対して投資を行うケースが見受けられます。

(4) 外国投資者による中国の株式有限会社株式の売却

中国内資の株式有限会社の場合、定款に特別な規定がない限り、株主がその株式を売却することは、法令上、他の株主による優先権行使の手続き及び会社登記手続きも必要なく、自由にできることになっています。実務上では、譲渡人及び譲受人間で取引を行い、株式有限会社の株主名簿における株主変更をします。

それに対し、外商投資株式有限会社の場合、外国投資者の保有する株式の売却について、商務部門の審査認可を経る必要があります。既存の関連法令では、外商投資企業の持分譲渡の手続き及び提出書類については比較的明確に定められていますが、外商投資株式有限会社の株式譲渡に関しては明確に規定されていません。実務上は、各地の商務部門によって要求がそれぞれ異なると思われます。

地域によっては、商務部門の審査認可の際に、依然として有限責任会社の外商投資企業持分譲渡の方法を参照し、株式譲渡に同意する董事会決議又は株主総会決議の提出を要求する可能性も皆無ではありません。その場合は、実質上、外国投資者はその保有する外商投資株式有限

会社の株式売却について、事前にその他の株主による同意を取得する必要があります。外商投資株式有限会社は、董事の人数及び株主の数が有限責任会社よりも増える可能性があるため、この商務部門の要求によって外国投資者による株式売却のハードルが高くなる可能性があるということになります。この点は、外商投資者にとって留意が必要です。

3. 外商投資上場会社の場合について

外国投資者による中国の上場会社への資本参加には、①自己が資本参加している外商投資株式有限会社の上場、②中国の上場会社の株式取得、の2つのルートが考えられます。

(1) 外商投資株式有限会社の上場

中国当局は、外商投資株式有限会社による上場については肯定的であり、中国企業の上場に必要な条件のほか、実質的に障害となる規制条件を基本的に設けていません。

中国証券監督管理委員会（以下、「証監会」といいます）及び外経貿部は、2001年に「外商投資に関する上場会社の関連問題に関する若干意見」（外経貿資発[2001]538号）を発し、外商投資株式有限会社の上場申請について外経貿部の事前審査認可が不要であるなど、両機関の意見を統一しました。当該若干意見では、上場を申請する外商投資株式有限会社についていくつか条件を設けていますが、そのうち、「上場後、外資の持株比率が全発行株式の10%を下回らない」というのが、唯一外国投資者に実質的な影響を及ぼしうる条件と思われます。だが、過去十数年間で実際にあった数件の外商投資株式有限会社の上場事例を見る限り、上場後の外国投資者の持株比率が10%を下回る事例も複数見受けられることから、実務上この要件は証券監督管理当局と相談できる可能性があります。

このほか、外商投資株式有限会社は、上場の際の情報開示の面で特別な要求に対応する必要があります。証監会が2002年に公布した「証券を公開発行する会社による情報開示編集報告規則第17号」において、外商投資株式有限会社が上場申請に当たって公開する目論見書の内容と書式について特別規定を定めました。それによれば、外商投資株式有限会社は、上場に向けた目論見書において、内資企業に要求される情報開示のほか、国外の市場、原料、技術への依存度、外国株主所在地による法令規定、外国株主との関連関係など、外商投資企業であるがゆえに考えられるリスクの開示が要求されています。

(2) 外国投資者による中国上場会社への投資

外国投資者による中国の上場会社への投資は、前出した非上場の国内企業の買収と異なり、2006年に商務部を始め5つの中央官庁が共同施行した「上場会社に対する外国投資者の戦略投資の管理弁法」（以下、「戦略投資管理弁法」といいます）によって、比較的厳格に管理監督されています。

戦略投資管理弁法では、戦略投資を行う外国投資者について、個人でない法人又はその他の組織であること、財務・信用面の安定性、ある程度の資産規模、健全なガバナンス制度、直近3年間に重大な処罰を受けていないことなどを基本的な資格条件としています。また、外国投資者による中国上場会社への戦略投資に対し、主に以下の条件を求めています。

- 協議譲渡（譲渡人と譲受人による相対取引）、上場会社による割当増資の方法及び国家の法令に定めるその他の方法により、上場会社A株の株式を取得すること。

- 投資は分割で行うことができ、初回投資が完了した後に取得する株式比率は同社の発行済株式の 10%を下回らないこと。但し、特殊業界において特別規定がある場合又は関連主管部門の認可を経た場合を除く。
- 取得した上場会社 A 株の株式は 3 年以内に譲渡してはならない。

中国の内資企業による国内上場会社の株式取得では、公開買付けも方法の 1 つとなりますが、外国投資者の場合は、現状では上記の条件に基づき、上場会社の株主との相対取引となる協議譲渡か、上場会社による割当増資を引き受けるという方法に限られます。

戦略投資管理弁法によれば、外国投資者による戦略投資において、協議譲渡及び割当増資のいずれも、上場会社の董事会及び株主総会による採決を必要とします。

このほか、協議譲渡の場合は株式譲渡契約とその他関連の申請書類を揃えて商務部に審査認可を申請することになりますが、割当増資の場合は上場会社の株式発行に該当するため、証監会による認可の取得も必要です。

以前は、割当増資の場合、商務部の認可を取得してから証監会の認可を取得するという流れをたどる必要があり、取引完了までの期間が長引きがちである上、商務部による認可の有効期間が 180 日に限られていたことから、その後割当増資にかかる証監会の認可を含めた諸手続きを行うのに時間が十分ではないとも思われ、実行性に問題が残っていました。この点は前出の商務部 2015 年第 2 号令によって改正され、現在は商務部と証監会による審査認可は同時並行で進めることができになり、外国投資者にとって割当増資による戦略投資にかかる取引期間が短縮でき、実行性も大きく向上したと思われます。

(3) 外国投資者による外商投資上場会社の株式売却

外国投資者がその保有する外商投資上場会社の株式を売却することについて、その売却制限期間が経過すれば法令上売却は可能です。筆者の経験から、現状、実務ベースにおいては、ケースバイケースで売却手続きを確認し、推進していく必要がある印象を受けます。

1) 売却方法

外国投資者がその保有する株式を売却する方法は、中国の国内投資者と特に差異がなく、証券口座を通じた売却や協議譲渡のいずれも可能です。なお、外国投資者による上場株式の売却について、商務部門の審査認可が必要かどうかの明確な規定が見当たりません。実務上、証券口座を通じた売却の場合は商務部門の事前認可を要せず、一方、相対取引の協議譲渡は株式譲渡に関する契約に基づく取引として、商務部門による審査認可が必要になるケースがあります。

ただし、目下中国では、株式市場の安定化を図る目的から、上場会社の持株比率 5%を超える株主による株式売却については制限を受けるケースがあり⁴、多くの場合に通常の市場取引による売却は、15 日以前に情報開示の上、3 ヶ月以内に上場会社全株式の 1%を超えてはならないことになるため、それを超える株式を一括で売却する場合は大口取引か協議譲渡といったその他の方法を取る必要があります。

⁴ 具体的には、証監会が 2016 年 1 月 7 日公布し、同月 9 日に施行した「上場会社大株主、董事・監事・高級管理職による株式売却の若干規定」によります。

2) 審査認可レベル

上記のように、外国投資者が協議譲渡によって株式を売却する際の審査認可機関のレベルは必ずしも明確ではありません。実務上、上場前から株主となっていた外国投資者の場合は外商投資株式有限会社所在地の商務部門による審査認可、戦略投資である場合は商務部による審査認可が必要と考えられていますが、実情としては、地方の商務部門、商務部、証券取引所の間で統一した明確な意見がない印象があります。このため、審査認可レベルに関しては取引ごとに確認する必要があると思われます。

3) 外貨関連手続き

外商投資者にとって、株式売却後の資金の海外送金が大きな関心事です。この点は送金銀行の判断に頼る部分が大きく、実務上では、外国投資者による株式売却に関連して、当該外商投資上場会社の外貨基本登記情報の変更手続きが完了していることが条件とされることが多いようと思われます。したがって、外国投資者が株式の売却対価を海外に送金するには、上場会社による外貨関連手続き上の協力が必要になる可能性が大きいという点は、念頭においておくとよいと思われます。

上記のように、外国投資者がその保有する外商投資上場会社の上場株式を売却するには、現在手続き面で不明確な点が多く、実際に売却を実行する際に取引がスムーズにできるように、十分な事前確認を行うことが推奨されます。

4. 全国中小企業株式譲渡システム上場会社の場合について

2012年、中国では、メイン株式市場に上場していない株式有限会社の株式公開譲渡を取り扱う株式取引所として、全国中小企業株式譲渡システム（以下、「NEEQ」といいます）が発足しました。現在、NEEQは上場会社7,000社を超える規模に至り、メイン株式市場への上場基準に満たない有力株式有限会社の多数がNEEQへの上場を目指しており、NEEQへの上場は中国の資本市場におけるホットな話題になっています。

NEEQは外商投資株式有限会社の上場も認めており、これまで成功事例も複数あることから、外商投資株式有限会社の多くにとってNEEQへの上場は新たな資金調達の方向性になっています。

一方、NEEQに上場している企業の中で、外国投資者にとって魅力的な投資先が現れてくる可能性も十分あります。実際、外国投資者がNEEQの上場会社への投資を検討する動きがあるともいわれます。しかし、NEEQの上場会社に対する外国投資者の投資については、NEEQは未だ明確な規定や実務ガイドラインを出しておらず、実務上の取り扱いもまだ明確でない状況にあります。このように、NEEQの上場会社に対する外国投資者の投資実務については、今後の実例とともに注目点として期待されています。

5. おわりに

本稿は、外国投資者による中国の株式有限会社への投資に関わる法実務を、近時の動向を交えながら振り返りました。中国への投資に関する新たな方向性を探る日系企業にとって、少しでも参考となれば幸いです。

陳青東

**金杜法律事務所 上海事務所
パートナー中国弁護士**



華東政法大学経済法学部卒業、日本・京都大学大学院法学研究科公法修士。

1991 年中国弁護士登録、1999 年中国証券弁護士登録。1990 年浙江省对外経済法律事務所、1994 年大水綜合法律事務所、1998 年上海市上正法律事務所、2001 年から上海市通力法律事務所パートナー弁護士。2006 年 7 月に金杜法律事務所パートナー弁護士。

得意分野は、外商投資、外商投資企業の各種リストラ、M&A、金融法務、株式公開支援業務、海事事件等。

上海交通大学法学研究科指導教官、上海市法学会民商法、国際法研究会幹事、中国海商法協会会員。

営改増改革の実務対応

1. 営改増改革の現状

2016年5月1日に営業税を増価税に全面改正する実験改革が実施され、6月には改正後初めての増価税申告納税手続が行われました。営改増改革の主要な法規は最近まで発布されました、申告納税に直接関係する実務対応的な規定はまだ発布されていません。

現時点では、申告実務に対応した地方政府の国家税務局（国税局）が、実験実施弁法の解説、納税指南、政策解答、問題解答等の形式で実務上の取り扱いを納税者に試行的に発表しています。中央政府の国家税務総局も試行的な政策解答を若干発表していますが、これから各地方政府の国税局が収集した情報と実務問答を集約して中央政府としての統一的な解釈を正式に発布することが期待されています。

今回は、これらの各地方政府の国税局が納税者に発表した質疑応答を紹介し、現時点でどのような課題があり、どのような解釈が行われているかを紹介したいと思います。各税局も断っていますが、これらの質疑応答は将来的に国家税務総局が正式な実務規定を発布するまでの暫定規定であり、これらの取り扱いは変更される可能性があります。また、一部の質疑応答は地方の国税局によって異なる判断が行われています。

日本の消費税は軽減税率の導入も含めて税制改正が2年半ほど先送りされましたが、日本の消費税と比較して中国の営改増改革後の増価税はかなり複雑なものとなりました。

増価税の税率は貨物とサービスで大きく異なるものとなり、軽減税率以外にも複数の税率と簡易課税のための徴収率も採用されています。納税者が貨物とサービスを複合的に提供している場合には、どの税率を適用するかについて混合販売と兼営の判定基準を使用しなければなりません。税額計算の方法にも一般税額計算方法と簡易税額計算方法があり、一般税額計算方法の中にも全額課税方式と差額課税方式があり、これに伴って仕入税額が控除可能な増価税専用発票についても全額発行と差額発行があります。

このような中国増価税の特徴を最も広範囲に体現している業種はホテル業です。日本の駐在員や出張者も宿泊、会議、イベント等でホテルを利用しますので、ホテル業について各地方政府の国税局がどのような質疑応答を発表しているかをはじめに紹介します。

2. 適用税率と混合販売と兼営

湖北省国税局が2016年5月23日付で発表した「営改増熱点問題解答」では、ホテル業を営む増価税の一般納税者に適用される税率には次のものがあります。

近藤公認会計士事務所
公認会計士 近藤 義雄
kondoyoshio@nifty.ne.jp
<http://kondo.la.coocan.jp/>

- ① 部屋代、飲食、クリーニング、ビジネスセンター、コピー、ファックス、秘書翻訳、宅配便サービス収入は、6%の税率で税額計算する。
- ② 電話料金は11%の税率で税額計算する。
- ③ 売店、ミニバーは販売商品の適用税率17%で税額計算する。
- ④ 薬品等はホテルが免税届出ていれば免税収入で専用発票は発行しない。
- ⑤ 顧客の送迎で取得した収入は11%の税率で税額計算する。
- ⑥ 駐車場収入、銀行ATM機設置場所収入は不動産オペレーティングリース収入として11%の税率で税額計算する。駐車場、設置場所等の不動産を2016年4月30日以前に取得した場合には、簡易税額計算方法を選択して5%の徴収率で税額計算する。
- ⑦ ホテルのルームサービスは6%の税率で税額計算する。

広州市国税局も2016年6月8日付の「飲食宿泊サービス業の営改増熱点問題解答」でホテル業の税率について、次のように定めています。

- ① ホテルの宿泊（部屋の中で提供する食品飲料を含む）は、宿泊サービスで6%
- ② レストランは飲食サービスで6%
- ③ クリーニングは居住者日常サービスで6%
- ④ 電話は電信サービスで11%
- ⑤ 送迎は交通運輸サービスで11%

このようにホテル業といつてもそのサービスの内容によって適用税率が変わります。さらに、その適用税率を判断する基準として混合販売と兼営について理解する必要があります。

国家税務総局が2016年5月12日付で発表した「国家税務総局政策解答 政策組発言資料」では、混合販売と兼営について次のように述べています。

例えば、宿泊業のホテルは部屋で食品飲料を販売する場合があり、混合販売か兼営かをどのように決定するか。ホテルには客人のために飲料や朝食を無償贈与する場合もあり、これらは兼営または混合販売のいずれによるものか。みなしひ販売課税が必要かどうか。（中略）根本的な意義からいえば、営改増後には本来增值税と営業税の混合販売と兼営を区分するのに用いてきたこの概念を援用するならば、（中略）混合販売とはある取引において異なる課税行為が存在することをいい、兼営とは2つ以上の取引をいう。（中略）旧增值税の混合販売には貨物の販売がある。営改増では同じような例示としては、飲食企業が飲食を提供するのと同時に煙草と酒を販売することも混合販売としての飲食サービスである。煙草、酒、料理は同じようにすべて個別に評価できるものであるが、兼営として個別に課税することはできない。これらの物に料理人とサービス要員の労働を加えて飲食サービスを共同で形成しているからである。（中略）ホテルの部屋で販売する飲料と食品は兼営である。朝食の無償贈与と部屋の中で贈答する食品と飲料、洗面用具は兼営とか、みなしひ販売で課税することはできない。このように正確に把握することが期待されている。客観的に言えば、営改増後には、混合販売と兼営の区分は

以前と比較して複雑性を確実に増しており、これらの新たな問題を納税者と税務局が共同研究する必要がある。

このように混合販売と兼営の判定基準に基づいて、ホテルの宿泊サービスと一体化した朝食サービス、部屋の中の無償の飲料と食品と洗面用具等の提供は宿泊サービスとして6%の税率が適用されます。これに対して、売店や部屋の中のミニバーのような有償販売は、宿泊サービスと兼営する貨物販売としてその貨物についての基本税率17%等が適用されます。

なお、みなし販売とは貨物の無償譲渡を有償譲渡とみなして増価税を課税することをいいます。例えば、同じ会社の支店間の商品移動は無償であっても有償譲渡としてみなして増価税が課税されます。

ホテルの物品の無償贈与はみなし販売として別途課税するものではなく、その物品代金は宿泊サービスの料金にすでに含まれているものです。したがって宿泊サービスを主たる業務とするホテルの宿泊サービスとして課税されるべきものです。

3. 簡易税額計算方法

上述した湖北省国税局のホテル業の収入課税については、次のような規定もあります。

⑥ 駐車場収入、銀行 ATM 機設置場所収入は不動産オペレーティングリース収入として11%の税率で税額計算する。駐車場、設置場所等の不動産を2016年4月30日以前に取得した場合には、簡易税額計算方法を選択して5%の徴収率で税額計算する。

このようにホテルが駐車場を提供して取得する収入、または銀行のATM等の設置場所を提供して取得する収入は、宿泊サービス収入とは切り離して、不動産オペレーティングリース収入として増価税を納付します。上述した広州市国税局の問題解答でも同じ結論であり、次のように規定しています。

ホテルの宿泊サービスと不動産リースとの境界区分については、宿泊場所を提供するのと同時に組み合わせたサービス（例えば、部屋の掃除、宿の安全等）を提供する場合には宿泊サービスに属し、組み合わせたサービスを同時に提供しない場合には不動産リースに属する。

不動産リースについては、増価税の一般納税者が2016年5月1日以後に取得した不動産をリースした場合、または2016年4月30日以前に取得した不動産をリースしつつ納税者が一般税額計算方法を自ら選択した場合には、リース料収入に11%の税率を適用して売上税額を計算します。

一般税額計算方法とは売上税額から仕入税額を控除して増価税の納付税額を計算する方法です。増価税の一般納税者は原則として一般税額計算方法により売上税を計算し、仕入税額控除

を行います。これに対してこれまで小規模納税者についてのみ簡易税額計算方法が適用されていました。簡易税額計算方法とは全部の価額（代金）と価額外費用（代金以外の関連収入）の合計に徴収率を乗じて納付税額を計算する簡便法です。

増税の一般納税者が2016年5月1日以後に不動産を取得した場合には、その不動産を取得した時の仕入税額を控除することができますが、2016年4月30日以前に取得した不動産については、その取得時の仕入税額控除ができませんので、売上税額をそのまま納付することになり増税の税負担が増加します。

このように営改増改革では税負担を軽減するための措置として増税の一般納税者であっても簡易税額計算方法を選択適用することを認め、上記のようにリース料収入に5%の徴収率を乗じた増税額を納付することができます。営改増後には増税の一般納税者であっても、一般税額計算方法と簡易税額計算方法の両方が存在することになります。

4. 差額課税方式と増税専用発票の差額発行

営改増改革では、不動産取引に簡易税額計算方法を認めただけではなく、営業税から増税に編入された特定のサービスについて営業税で行われていた差額課税方式も導入しています。

例えば、観光娯楽サービスを提供する増税の一般納税者は、観光娯楽サービスの購入者から受け取り、かつホテル、レストラン、運送会社、下請観光会社等に支払った宿泊費、飲食費、交通費、ビザ費用、観光入場料等の費用を控除してその差額に6%の観光娯楽サービスの税率を適用して税額を計算することができます。

一般税額計算方法の全額課税方式=販売金額×適用税率6%－仕入税額控除

一般税額計算方法の差額課税方式=(販売金額－控除費用) ×適用税率6%

このような差額課税方式を適用した場合には、サービスの購入者には差額部分の増税専用発票が発行されることになります。サービス代金の支払者が仕入税額控除できるのは差額部分に限定されるからです。この差額課税方式は一般税額計算方法に属しますので税率が適用されます。

河南省国税局は2016年5月27日付の「営改増問題快速処理メカニズム」で次のような差額発行の例示を紹介しています（下記はその要旨です）。

増税の納税者が観光娯楽サービスを提供してその全部の価額と価額外費用の合計が100万元で、控除が認められる観光娯楽費用（下請費用）を80万元とした場合で、控除費用の金額が不明で普通発票の発行が月を跨る場合には、初めに100万元の普通発票をサービスの支払者に発行し、80万元が確定した時に20万元の赤字普通発票を差額発行し、同時に20万元の増税専用発票を差額発行する。

差額課税方式が認められている課税行為には、観光娯楽サービスの他に、仲介代理サービス、ファイナンスリースとファイナンスリース性セールスアンドリースバック、航空運輸サービス、建設サービス、労務派遣サービス、不動産開発企業の土地代金控除、一般納税者の運送ステーションサービス等があります。

5. 宿泊サービスの仕入税額控除

増価税の一般納税者が宿泊サービスを購入してその宿泊費用の仕入税額を控除できるかどうかについては、実験実施弁法（財税[2016]36号）第27条で仕入税額控除できない項目を列挙しています。ホテルのサービスと関連する仕入税額控除不能項目は次のとおりです。

集団福利または個人消費で購入した宿泊サービス

旅客運輸サービス、飲食サービス、居住者日常サービス、娯楽サービス

会社の福利厚生または個人として消費した宿泊サービスは仕入税額控除できませんが、会社の商用等で出張して会社名義で購入した宿泊サービスについては会社が仕入税額控除することができます。

上述した湖北省国税局の「營改增熱点問題解答」では、次のように記述しています。

宿泊サービスは購入者が増価税専用発票を請求した場合に、ホテル企業はこれに増価税専用発票を発行することができる。ホテルが専用発票を発行する時に顧客は次の情報を提供する必要がある。

顧客の所属する単位（会社等）名称、納税者識別番号（または統一社会信用コード番号）、住所と電話、口座開設銀行と口座番号

顧客は多様な方法で関連情報を提供することができ、例えば上記情報が記載されたカードの提供でも可、情報資料の原本または写しは提出する必要がない。

支払方法については特に要求はない。現金、クレジットカード、銀行振込等の方法でも良いし、クレジットカード、銀行振込は宿泊者個人のものまたは第三者のものでも良い。

なお、上述した広州市国税局の問題解答では、同時に、発票発行者は発票の備考欄に宿泊者個人の姓名と身分証書番号の情報を記録しなければならないと規定しています。

6. 会議サービス

会議サービスについては、湖北省国税局の「營改增熱点問題解答」と2016年5月6日付の河北省国税局の「營改增の全面展開に関する政策問題に関する解答」では、次のようにその取扱いに相違がみられます。

湖北省国税局

ホテル納税者は会議サービスの提供に含まれる飲食サービス、宿泊サービスは一括して会議サービスとして税額計算を行い、増価税発票を発行する。

河北省国税局

実験納税者が会議サービスを提供し、かつ同時に宿泊、飲食、娯楽、観光等のサービスを提供する場合は、増価税専用発票を発行する時に、上記のサービス項目を統一して会議費として発行することはできず、「商品およびサービスの租税分類とコード（試行）」の定める商品とサービスコードに従って、同一の発票上で実際の分類項目に基づいて発行し、かつ備考欄で会議名称と参会者人数を明記しなければならない。

各地方の国税局の取り扱いには相違するものが散見されますが、これらの取り扱いは実務が進展してその要件が明確になるにつれて統一的な規定が公布されることが期待されます。

近藤 義雄**近藤公認会計士事務所
所長 公認会計士**

早稲田大学大学院商学研究科の修士課程を卒業後、監査法人に勤務して公認会計士として登録、上場会社等の監査業務に23年ほど従事した。1986年から2年ほど北京の国際会計事務所に日本人初の駐在員として勤務し、日系企業に幅広いコンサルティング業務を提供。帰国後に「中国投資の実務」（東洋経済新報社1990年）を出版し、現在まで中国の投資、会計、税務分野の専門書を25冊ほど出版。2001年に近藤公認会計士事務所を開設して中国専門のコンサルティング業務を提供している。

中国の結婚休暇及び産休に関する法律の最新動向およびその影響

大丁草企業管理諮詢(上海)有限公司
(ガルベラ・パートナーズ上海)
董事長 パートナー 吉住 幸延
china@gerbera.co.jp

中国では長年にわたって実施されてきた「一人っ子政策」により急速な高齢化が進行し、労働人口の減少という弊害が顕著になっています。最新のデータによると、中国は1999年に高齢化社会を迎えたあと、2014年末の時点で、中国の60歳以上の高齢者人口は2.12億人、人口に占める割合は15.5%になっており、2035年には高齢者人口は4億人以上になると推計されています。

中国における近年来の出生率は長期にわたって極端に低い水準にあり、人口増加は悪循環に陥り、将来的に人口の極端な高齢化と急激な人口減少をもたらすおそれがあります。

こうした少子高齢化の傾向は、すでに中国経済の持続可能な発展に非常に大きな負担となつておらず、そのため2016年冒頭までに夫婦が届け出をすれば2人の子の出産を認めることにし、いわゆる「二人っ子政策」が全面施行されることとなりました。

しかし、届け出をする夫婦は予想より大幅に少ない状態で、政府は2050年までに労働人口は3,000万人の増加が見込まれると主張していますが、人口学者の多くは「3000万人増には、はあるかにおよばない」と見ていました。中国では夫婦共働きが一般的であり、多くの女性は「出産は仕事に影響する」と考えていることが、出生数の伸び悩みに直結しているとされています。

したがって、2016年1月1日に、新『中華人民共和国人口及び計画生育法』(中国語で《中华人民共和国人口与计划生育法》)が発表され、また、及び31カ所ある「省クラス行政区画(以下、省)」のうち12カ所が、女性の出産に対して政府として保証する「産休」期間および結婚休暇に関する内容などを調整しました。

対中投資をする日系企業にとって、中国の人口出産政策は今後の経営に大きな影響をもたらすでしょうし、最初にその影響を受けるのは女性従業員管理の面であることが想定されます。

本稿では、各地方の当該政策や法律規定のうち、北京、上海および広東省を代表例として、最新の動向及び企業の労働雇用管理に対するその影響をご案内してまいります。

1. 国家政策の改正

2016年1月1日より実施される改正後の『中華人民共和国人口及び計画生育法』において改正された主な内容は下記の通りです。

(1) 出産調整の基本原則の変更(第18条1項、2項)

これまで、政府は1組の夫婦で1人の子供を成育することを提唱していましたが、1組の夫婦で2人の子供を成育することを提唱しました。

(2) 晩婚休暇の廃止(第25条)

法律の規定に合致する、子供を生育する夫婦は、結婚休暇・産休の奨励の延長、その他の福利厚生を受けることができます。改正前は晩婚晚産の公民だけが受けることができました。

(3) 「一人っ子父母栄誉証」の廃止（第 27 条 1 項）

自由意思で生涯に 1 人の子供しか生まない夫婦には、国が「一人っ子父母栄誉証」を交付し、一人っ子父母は報奨を受けていましたが、この制度が廃止されました。

この改正にともない、主に企業に関わる影響は下記のようなものが挙げられます。

(1) 合法的出産範囲の拡大

全ての夫婦が 2 人の子供を持つことを認めるとともに、法律規定の要求を満たせば再出産申請が可能になりました。

(2) 晩婚休暇、出産待遇の変更

晩婚休暇が廃止されました。政策内で出産した夫婦は育児休暇の延長が奨励され、その他の福利厚生待遇を享受することができるようになりました。

本改正案により、実際に結婚休暇日数、出産休暇延長、その他福利待遇などについては各省、自治区、直轄市の人民代表大会または常務委員会より別途公布されることになると定められました。そこで、上記二点について、各都市の状況を下記にまとめました。

表 1：主な地域の「人口・計画出産条例」の内容(改正後)

地域	結婚休暇	出産(生育)休暇	配偶者の育児休暇
天津市	3 日	128 日 (98 日 + 30 日)	7 日
山西省	30 日	158 日 (98 日 + 60 日)	15 日
遼寧省	10 日	158 日 (98 日 + 60 日)	15 日
浙江省	3 日	128 日 (98 日 + 30 日)	15 日
安徽省	3 日	158 日 (98 日 + 60 日)	10 日※
山東省	3 日	158 日 (98 日 + 60 日)	7 日
湖北省	3 日	128 日 (98 日 + 30 日)	15 日
広西チワン族自治区	3 日	148 日 (98 日 + 50 日)	25 日
四川省	3 日	158 日 (98 日 + 60 日)	20 日

※夫婦が別々の地方で暮らしている場合は 20 日間。

資料出所：中国国家衛生・計画出産委員会、各地方政府ウェブサイト

2. 結婚休暇の調整

中国の『婚姻法』では、法定婚姻年齢は女性 20 歳、男性 22 歳と規定されており、また晩婚および出産年齢を遅らせることが奨励されていますが、詳しい奨励方法については特に定められていません。中国『国家労働総局、財政部が国営企業従業員の慶弔休暇及び路程休暇を申請する問題に関する通知』により、国家レベルでは原則として 3 日間の結婚休暇を与えており、各地方はそれ以上について、各地方性法規に基づき、下記のようにさらなる一定期間の休暇を

取得することを認めています。

地方	国家休暇期間	各地方で独自に規定する休暇期間	合計休暇期間
北京	3 日	7 日 (『北京市人口及び計画生育条例』第 16 条)	10 日
上海	3 日	7 日 (『上海市人口及び計画生育条例』第 31 条)	10 日
広東省	3 日	0 日 (『広東省人口及び計画生育条例』の中は関連規定はなく、国家基準が適用される)	3 日

3. 出産休暇の調整

前述したように、改正後の『中華人民共和国人口及び計画生育法』の第 25 条により、法律の規定に合致する、子供を生育する夫婦は、結婚休暇・産休の奨励の延長、その他の福利厚生を受けることができると定められていますが、具体的な休暇期間や方式については定められていません。

したがって、中国では、出産休暇の国家レベル根拠は 2012 年 4 月 18 日に国務院常務会議で審議可決された『女性労働者保護特別規定』となります。当該法規の第 7 条、第 8 条、第 9 条により、下記のような出産休暇に関わる事項が明確にされました。

項目		規定
出産休暇	休暇期間（出産前休暇期間も含む）	98 日
	出産前休暇期間	15 日
	難産の場合（帝王切開を含む）	98 日 + 15 日
	双子以上の出産の場合	1 人増加毎に産休を 15 日追加
流産した場合 の休暇期間	妊娠 4 ヶ月未満で流産した場合	15 日
	妊娠 4 ヶ月以上で流産した場合	42 日
1 歳未満の乳児をもつ場合の授乳時間		雇用企業は一日 1 時間の授乳時間を与える；双子以上の乳児がいる場合、乳児 1 人につき、1 時間の授乳時間を増加する
出産又は流産 の場合の医療 費用	生育保険に加入している場合	社会保険基金から支払われる
	生育保険に加入していない場合	雇用企業により支払われる

これらの国家レベルの規定に従い、各地方がそれぞれの政策規定（当該地方の「人口及び計画生育条例」）も打ち出しました。

地方	国家休 暇期間	当該地方の休暇期間		その他 の待遇
		出産奨励休暇期間（妻）	出産看護休暇期間（夫）	
北京	98 日	98 日 + 30 日 + 1~3 ヶ月 (雇用企業の許可を得た上で)	15 日	正常勤務と同様、解雇不可

上海	98 日	98 日 + 30 日	10 日	正常勤務と同様
広東省	98 日	98 日 + 30 日	15 日	正常勤務と同様

4. 企業の人員管理への影響

2016年1月1日前に結婚、出産した夫婦は、旧法の規定に従うことになり、2016年1月1日以後に結婚、出産した夫婦は、新法の規定に従うことになります。

しかし、中国国家レベルの『中華人民共和国人口及び計画生育法』であれ、各地方レベルの実施条例（たとえば、『北京市人口及び計画生育条例』、『上海市人口及び計画生育条例』、『広東省人口及び計画生育条例』など）であれ、強制的な法律規定となるため、各企業は労働者と締結した労働契約において、これらの規定に定められた休暇条件が最低限となり、それを下回る下に回ることはできません。休暇期間をそれより少なく約束しても違法となり、無効となってしまいます。

したがって、各企業は社内で規定している労働契約や社内規則についても、上述の法改正内容にあわせて修正が必要となります。

そして、各企業が社内規則を修正する際には、従業員の産前産後休業、慶弔休暇及び上記法規に違反した場合の罰則規定にかかる内容についても、特に注意を払う必要があります。

5. 関連する労務管理上の注意点

(1) 社内規則の制定、修正の際は、記録を残しておくこと

企業は給料、勤務時間、休憩休暇、安全衛生、福利厚生など、労働者の密接な利益に直接関わる社内規則を作成したり、修正したりする際は、従業員代表総会または従業員全員での議論を経た上で、提案および意見を提出し、労働組合又は従業員代表との協議によって確定しなければなりません。そして、決定された社内規則などを公示し、従業員に通知するとともに、その関連記録を保存してください。

(2) 結婚、出産休暇に関する明確な申請制度を制定しておくこと

たとえば従業員が結婚休暇の申請を行う際は、結婚証書の原本を確認したうえでコピーを提出してもらう必要があります。結婚入籍日は、入社日後であれば結婚休暇を与える一方、入社日前の場合は、企業は結婚休暇を許可する義務はなく、私用による特別休暇を許可することもできます。

(3) 結婚休暇期間の決定に注意すること

結婚休暇の期間には、土曜日や日曜日の休日は含まれますが、法定祝日は含まれていません。したがって、結婚休暇期間に法定祝日が入っている場合は、その分を追加で付与しなければなりません。

(4) 妊娠、出産、授乳する女性従業員への特別保護に注意すること

対象となる女性従業員に対して、企業は一部の例外を除いて、労働契約を解除することができません。企業側の理由で解除する場合は、継続雇用又は2倍の賠償金を支払わなければなりません。

(5) 出産検診休暇の与え方について注意すること

出産検診のための休暇を全く与えなかったり、または無給の私用休暇として扱う企業もありますが、それらはすべて違法となります。妊娠開始から 6 ヶ月目の月末までは月一回、7 ヶ月目から 8 ヶ月目の月末までは月 2 回、最後の 1 ヶ月は週 1 回、出産検診を受ける必要があり、企業はこれらの時間について、対象となる女性従業員が医療機関の証明を提出する限り、その出産検診に関する休暇を与える、正常出勤と同様とみなす必要があります。

(6) 対象女性従業員に対する不利益変更に注意すること

対象となる女性従業員に対して、契約解除、配置転換、降給などはすべて不可となり、紛争に及ぶと企業に不利な結果となるリスクが高いです。十分にご注意ください。

吉住幸延

ガルベラ・パートナーズ・グループ 代表

大丁草企業管理諮詢（上海）有限公司 董事長
(ガルベラ・パートナーズ上海)



1993 年慶應義塾大学在学中に北京師範大学へ留学し、大学卒業後は海外 16 拠点に展開するグローバル企業で中国ビジネスに関わる。2005 年に税理士、社会保険労務士、司法書士など国家資格者によるワンストップサービスを行うガルベラ・パートナーズ・グループを立ち上げ、国内は東京、大阪、福岡に、海外は上海、香港、ロサンゼルス、ホーチミン、バンコクに事務所を設置して、国内外の税務労務と顧客の海外進出をサポート。現地法人の設立を支援するほか、国内外の法律に照らして年間 50 社以上の海外赴任規程（給与、税金、社会保険等）の作成を指導している。

ガルベラ・パートナーズの中国進出支援 <http://business.chinafocus.jp/>
ガルベラ・パートナーズの香港進出支援 <http://hongkong-support.com/>
ガルベラ・パートナーズの国際労務支援 <http://www.kokusairoumu.com/>

みずほ銀行の中国ビジネスネットワーク

みずほ銀行(中国)有限公司

◎ 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心
21階(業務窓口)、23階(来賓受付)

中国営業第一部・第二部
Tel:(86-21)38558888(ex.2460)

中国営業第三部・第四部
Tel:(86-21)38558888(ex.1857)

中国アドバイザリー部
Tel:(86-21)38558888

中国トランザクション営業部
Tel:(86-21)38558888
人民元国際化関連(ex.1277)
トレードファイナンス関連(ex.1273)
CMS関連(ex.1230)
外為関連(ex.1277)

中国金融法人営業部
Tel:(86-21)38558888
シジケーション関連(ex.1255)
その他商品(含債券)関連(ex.1209)

● 上海自貿試験区出張所
上海市浦東新区基隆路55号
上海国際信貿ビル7階
Tel:(86-21)38558888

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西楼8階
Tel:(86-10)65251888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
Tel:(86-411)83602543

● 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
Tel:(86-411)87935670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
無錫科技創業園B区8階
Tel:(86-510)85223939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
Tel:(86-755)82829000

● 天津支店

天津市天津経済技術開発区
新成東路20号濱海新区金融街
(東区)写字楼E2座ABC樓5階
Tel:(86-22)66225588

● 天津和平出張所

天津市和平区南京路75号
天津国際大厦1902室
Tel:(86-22)66225588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
Tel:(86-532)80970001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
Tel:(86-20)38150888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
Tel:(86-27)83425000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大廈17階
Tel:(86-512)67336888

● 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開発区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
Tel:(86-512)67336888

● 常熟出張所

江蘇省常熟高薪技術産業開発区
東南大道333号科創大廈7階
Tel:(86-512)67336888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
Tel:(86-551)63800690

みずほ銀行

○ 東京本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
Tel:(03)5220-8734
Fax:(03)3215-7025

■ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房饭店2220室
Tel:(86-25)83329379

■ 厦門駐在員事務所

福建省廈門市思明区廈禾路189号
銀行中心2102室
Tel:(86-592)2395571

○ 香港オフィス

金鐘道88號太古廣場2座17階
Tel:(852)21033000

○ 九龍オフィス

九龍海港城永明金融大樓16階
Tel:(852)21025399

○ 台北支店

台北市敦化北路167号宏國大楼2樓
Tel:(886-2)27153911

○ 台中支店

台中市府会園道169号敬業樂群大樓
8階
Tel:(886-4)23746300

○ 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12樓
Tel:(886-7)2368768

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とする場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：本誌記載の情報の著作権は原則として弊行であります。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考へる各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいつさい責任を負いません。
- 本誌は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。